

法務委員会議録第四十六号

昭和二十七年五月八日(木曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 佐藤 昌三君

委員 長 良作君 理事 中村

押谷 富三君 角田 幸吉君

花村 四郎君 古島 義英君

松本 弘君 眞鍋 勝君

大西 正男君 田万 廣文君

加藤 亮君 田中 義平君

猪俣 浩三君 世耕 弘一君

佐竹 晴記君

出席國務大臣

法務總裁 木村篤太郎君

出席政府委員

法制意見長官 佐藤 達夫君

刑政長官 清原 邦一君

檢察(特別) 吉河 光貞君

檢察(特別) 關 之君

檢察(特別) 關 之君

委員外の出席者

専門員 村 敏三君

専門員 小 貞一君

同月七日

委員高田富之君辭任につき、その補
欠として田中義平君が議長の指名で
委員に選任された。

五月七日

戦争犯罪者の裁判に関する請願(龍
野喜一郎君紹介)(第二五三四号)
人権擁護局存置等に関する請願外一
件(並木芳雄君紹介)(第二五三五号)

同(田中重彌君紹介)(第二五七四号)
同(多田勇君紹介)(第二六一〇号)
の審査を本委員会に付託された。

法務府人権擁護局の存続並びに拡充
強化に関する陳情書(京都人権擁護
委員協議会連合会副会長田中栄治)
(第一六二六号)

同(静岡人権擁護委員会協議会連合
会長越崎昇太郎)(第一六二七号)
住民登録法実施経費全額国庫負担に
関する陳情書(名古屋市長長横井
恒治郎外五名)(第一六二八号)

破壊活動防止法案反対の陳情書外一
件(国鉄労働組合札幌中央支部代表
藤上三郎外一名)(第一六二九号)

同外六件(山形県南村山郡上山町鶴
野町三百六十四番地佐々木喜榮外九
十名)(第一六三〇号)

同(千葉県立旭農業高等学校教員具
田相之助)(第一六三一号)

同外一件(東京交通労働組合執行委
員長河野平次外一名)(第一六三二
号)

同外二件(新潟県教職員組合佐渡郡
支部水津村分会代表一橋晴一外三十
四名)(第一六三三三三三三三三三三
四号)(第一六三三三三三三三三三三
四号)

代表堀江忠左エ門外十二名(第一六
三七号)

同外四件(福岡県教職員組合戸畑支
部戸畑小学校分会代表高木茂季外百
二十九名)(第一六三八号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件
破壊活動防止法案(内閣提出第一
七〇〇号)

公安調査庁設置法案(内閣提出第一
七〇〇号)

公安審査委員会設置法案(内閣提出
第一七二二号)

〇佐藤委員長 これより法務委員会を
開きます。

午後一時三十分開議
〇佐藤委員長 休憩前に引続き会議を
開きます。

ど全部が、修正による賛成及び反対と
いう色わけに相なつておりまして、原
案そのまゝを認むる公述者のなかつた
のを遺憾といたしております。私は改
進黨の本法案に対する基本要綱の上に
立ちまして、逐條審議をいたす前に、
冒頭発言を少しお許しを願いたいと存
じます。

私は極右極左の団体の暴力主義的破
壊活動に対する取締り法規制定の必要
は、認めるものであります。今日の国
際情勢のもとにおいて、わが国情の現
実から見まして、遺憾ながら本法案の
制定はやむを得ないものと考へており
ます。しかしながら破壊活動の取締り
ということは、何をもちて破壊活動と
見るか、その取締りの範囲いかにによ
りましては、憲法の定める基本的人權
の不当なる制限と相なるのでありまし
て、かかる処分がときに憲法違反のも
のとして、法律上無効に帰するおそれ
がありますので、立法自体におきまし
て、制定するにあたり、十分の考慮を
払うべきものと思ひます。すなわち私
はこの種の立法を考へる場合におい
て、真の意味の破壊活動を取締る目的
のために、最も有効で、しかも基本的
人權を不当に侵害しないように明確に
規定することが必要であると信じま
す。私は現在政府がわれ／＼に示して
おるこの法案について、この見地から
十分に検討をいたしまして、参議院に
おいて修正などの余地の存しないまで
に論議を盡し、衆議院法務委員会とし
ての権威を保持しなければならぬと考
へております。政府は木村法務総裁の
ことでもありますので、おどろきの態
度をもつて対処せられておると考へて
おりません。しかし木村法務総裁が
永久にこの地位におられるといたしま
すれば、私は心配いたさないのであり
ますけれども、法律の生命は長いので
あります。この立場からいたしまして
て、本法案の完全なる立法に努めたい
と存じております。私は今日までの多
くの質問者のもとでありますから、重
複を心配いたしながらごく簡潔に、要
点を申し上げてみたいと存じます。

この三法案を見まするに、大きな基
本問題といたしましては、三つにわけ
て見ることが出来ます。その一つは、破
壊活動防止法案第三條の暴力主義的破
壊活動の定義というものが明確にどん
なものであるか。第二は、行政機関と
しての公安調査庁及び公安審査委員
会設置の問題であります。その三は、現
政府の意図するいわゆる法務大臣の権
限、または法務省という機構とこの法
案運用の關係をどう見て行くべきもの
であるかという点であるのであります。
私はこの見地から逐條の質疑を行
いたいと思つておりますが、この三
つの基本問題に關連をいたしまして、
まず木村法務総裁に確めておきたい
ことが一つあります。それはかような
立法を必要と考へる現政府は、檢察機
構の拡充あるいは機能の向上につい
て、どのような具体策をお持ちになつ
ておるかという点であります。これは
旧内務官僚の結束復活が伝えられて

ております。政府は木村法務総裁の
ことでもありますので、おどろきの態
度をもつて対処せられておると考へて
おりません。しかし木村法務総裁が
永久にこの地位におられるといたしま
すれば、私は心配いたさないのであり
ますけれども、法律の生命は長いので
あります。この立場からいたしまして
て、本法案の完全なる立法に努めたい
と存じております。私は今日までの多
くの質問者のもとでありますから、重
複を心配いたしながらごく簡潔に、要
点を申し上げてみたいと存じます。

る昨今におきまして、特に重大性を増しておるばかりでなく、現在の裁判のあり方や裁判官の能力とも関連いたしまして、どうしても明らかにしておかなければならぬ点であらうと思つてあります。木村法務総裁は檢察陣並びに國警を担当せられる大臣として、この破壊活動取締りのため檢察ないし警察に對し、どのような構想をお持ちになつておるか、今日の特別審査局の拡大に比して、これをどう処理するお考えであるか、打明けた御所見を承りたいと存じます。

○木村國務大臣 お答えいたします。政府は檢察庁の拡充を考へておるかどうかというお尋ねであります。現在の段階におきましては、檢察庁の拡充ということは考へておりません。しかしながら檢察機能を最もよく發揮するにあたりましては、檢察官の質の向上をはからなければ、いかに拡充いたしましても、その機能は十分に發揮し得ないと私は考へるのであります。従いまして、政府におきましては、檢察官の質の向上について特段の注意を払つておるところであります。要するに檢察官の人格の修養がまず第一であると考へております。いわゆる教養方面において特段の注意を払わなければいけないと考へております。従いまして、檢察研究所を十分に活用して、檢察官の質の向上をはかつていくような次第であります。

次に物的方面におきましては、いろいろの施設を持たなければならぬのであります。あるいは無電を持つとか、その他いろいろの方面において技術的にこれを拡充して行かなければ、

その機能は發揮することはできないのであります。その点につきまして、政府といたしましては十分の考慮を払つておる次第であります。従いまして、今後は人的の拡充は別といたしまして、質的の向上を十分に増進して行くようにとりはからうと考へておる次第であります。

また警察官、特務局、これらにつきましても、世間にはいろいろ批判の余地もあるでありましようが、私の考へていたしましては、やはり檢察官同様の質の向上ということが、最も時宜に適したものであると考へております。その点につきましても、十分の考慮を払ひたいと考へております。

次に質の向上と同時に各連絡が密接にとれないと、その機能というものは十分に發揮することはできないのであります。ですから、檢察庁、國警、自警、特務局、これらの連絡を將來密にし、その調整を十分にはかつて行きたい、こ

う考へておる次第であります。

○中村(又)委員 これから逐條質問を続けたいと思ひます。破壊活動防止法第三十九條の罰則の裏づけと考へ合せた検討せなければならぬのであります。罰則については特に扇動と並べて教唆を掲げているのは、教唆された者が、教唆にかかる犯罪をいまだ実行に移さないうちに檢舉された場合に、これを教唆罪として処罰するための用意の規定であると解してよいかどうかという点、政府の御所見を承りたいと思ひます。

○吉河政府委員 お答えいたします。この法案におきましては、法案第一條にこの法案の目的としまして、団体の

規制と破壊活動に関する刑罰規定の補整をうたつておるのであります。これに照應いたしまして、第三條に規定された行為につきましても、刑法その他の重複を避けまして、所要の罰則を補整いたしておるわけであります。ただいまお尋ねの教唆は、独立犯として規定をいたしまして、被教唆者が教唆された犯罪の実行をするといふにかかわらず、教唆犯として独立罪として成立するという建前になつておるのであります。これは現下の事態にかんがみまして、この種の行為が社会的に違法なるものであり、きわめて危険なものであるという建前に立つものであります。

○中村(又)委員 從來教唆は、本犯の実行が實現せない場合においては、刑罰上不問に付されておつたという關係を考へ出すのであります。この法案によつて教唆を独立の犯罪としてこれを取上げ、扇動を一個の罪として規定するといふことは、破壊活動を取締るための便宜に基づくものであると言われ、これはもちろん弁解の余地はない率直の事實であらうと思ひます。刑法に正面から規定すべき事項であると私は考へますが、堂々と刑法の改正を行つてこれをなすことが、國民の安心の上から考へても、取締りの率直簡易な立場から見ましても、重複を避けて、運用上も非常に正しく行くのじやなかろうかと考へるのであります。しかるに刑法の改正を行わずに、破壊活動防止法案において、刑法に據るところの罪の教唆とか扇動とかを新たに犯罪なりとして規定することは、取締り上の必要から犯罪とするとどまるものと云われても、私は説明の余地はな

らうと思ひますが、政府の御所見はいかがでありますか。

○關政府委員 お答えいたします。教唆を独立罪といたした現行の立法例は多々あるわけでございます。國家公務員法、地方公務員法、建築物取締罰則、公共企業体労働關係法その他に教唆を独立罪として規定しておりま

す。もつともこの中には言葉としては「教唆」と使わずに、「そのかし」といふふうに使つてあるわけであり、この法案第三條に規定するようなきわめて危険なる行為の教唆といふことは、現下の事態にかんがみまして、これを独立罪として十分に処罰する必要がある、また処罰しなければならぬものであると考へるわけでござい

ます。またこの法案におきまして罰則を第三十七條以下に独立的に設けておるのでございますが、この点が刑法の改正によつて行くべきではないかというお尋ねでございますが、この点につきましては、この法案は現下の事態にかんがみまして、暴力主義的破壊活動を防止するといふ観点から特別的な立法と考へているわけであります。そのために、一方におきましては暴力主義的破壊活動をなす団体を規制するという行政処分と、他方におきまして、この破壊活動に関する罪について、刑法との重複を避けてこの法案のうちに規定したものであります。刑法は申すまでもなく、國家の基本的永久的な法律であるわけでありますから、刑法等の改正はもとよりその基本法である限りにおきまして、これを軽々になすべからざるものであると考へているわけで

あります。当面の必要に応じて特別的な立法を出しまして、この破壊団体規制という行政の処分と重複を避けて、特別の必要の限度におきましてこの法案の刑事規定を盛つた、かような次第であります。

○中村(又)委員 次に破壊活動に對しては、これを取締る側の取締り能力が充實いたしておらなければ、かようながんじがらめの規定を制定しないでも、刑法の運用だけで取締ることができると私は思ひますが、現在の取締り能力に照してみて、ちよつとした表面に現れた行為をとらえて取締りやすくする必要が生じたから、こういう刑法に規定するようなもの、特別法をもつて規定するようになつて来たものと私は考へるのであります。立法者の考へとして、取締り能力について現在及び今後の關係から、法務總裁としての自信のほどを承つてみたいと思ひ

ます。

○木村國務大臣 お答えいたします。ただいま中村委員のお尋ねは、かような法案を作成せずとも、刑法の規定によつてまかない得るじやないかという御質問でございます。この法案の趣旨をいたしましては、この法案の趣旨の治安と重大なる影響のある暴力的破壊活動を行ひ、または行わんとすることをこの団体をなすもつて規制することと第一、しかし第二には、それらの行為を行つた者に対する補整的刑事規定を設けることが眼目であるのであります。従いまして、この暴力的破壊活動を行ひ、または行わんとするところの団体を規制することは、刑法においては絶対にまかない得ないのであります。しかしてかような団体は、一

日も国家治安の上からこれを放置することはできないので、この法案をもつて規制して行きたい、こう考えておる次第であります。しかしこの取締りの人については、いわゆる調査官をしてこれらの調査に専念せしめまして、刑事訴訟については司法警察官をもつてこの方面を担当せしめるといふように、きわめて民主的な方法を考へてこの法案を作成した次第であります。

○中村(又)委員 第六條の解散の指定におきまして第三條が再び問題となるのであります。この第六條の第二号は、第一号及び第三号と規定の仕方を異にしてありますが、後段を設けておる理由はどこにあるのでありましようか。どうして「団体の活動として第三條第一項第二号に掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体」と簡明に規定しないのでありましようか。相互に均勢のとれないところの文言となつておりますが、かくのごとく法案を組み立てられておる理由を承りたいと思ふ。

○關政府委員 お尋ねの趣旨は、第六條の各号において規定の仕方が異なるではないかという点と拜承いたしますが、これにつきましては次のようなふうにご考慮してかような第一号、第二号、第三号というふうな書き方をいたしましたのであります。

まず申し上げたいのは、解散という措置は、団体の存在につきまして最後の法的な処置であるわけでありまして、従つてこの法案の立て方といつたしましては、できるだけ第四條の制限的な規制処分で行くといふことが、この法案の建前であるわけでありまして、第六條におきましては、「第四條第一項の処分によつては、そのおそれを有効に除去

することができない」と認められる場合に限る」といふふうにいたしてあるわけでありまして、できるだけ第四條による。第六條は最後の法的な処置で、どうしても第四條の処置ではまかない得ない、かように認められるときに第六條の処分をとるわけでありまして、ところで第六條の処分につきましては、第一号の場合には、これは第三條第一項第一号の破壊活動は、その破壊活動の内容にかんがみましてきわめて悪性のものであるから、このことだけをもつてその條件の一つと考へても可なりと思ふのであります。次に第二号の分につきましては、そのうちの破壊活動に軽重があるとは私どもは考へてゐるわけでありまして、従ひまして、まず第六條の第三号について申し上げますと、これは第一号及び第二号以外の破壊活動について第四條第一項の処分を受けた後、さらに第三條第一項第二号のイからリまでの活動の中で予備、陰謀、教唆、扇動、かようなものは、第四條第一項の処分を受けて、さらにその団体の活動として暴力主義的な破壊活動を行つた団体、そういう団体が、継続または反復して将来さらに団体活動として同様な暴力主義的破壊活動をなす場合に解散の処分をするわけでありまして、要するに、かように二号、三号といふふう

に書きわけをいたしましたのは、暴力主義的破壊活動にも軽重がありまして、解散という最後の処分の重要性にかんがみまして、その活動の中で軽重を考へて書きわけた、かようなふうになるわけでありまして

○中村(又)委員 第八條の脱法行為の禁止は何ゆゑに必要でありますか。このような規定がなくても取締りに困る

ことはないと思ひますが、たとへばどのような行為を予想して第八條を規定されたのか、御説明を求めたいと思ふ。

○關政府委員 お答えいたします。第八條につきましては、禁止を免れる行為を抑えなければ、法案第六條、第七條の精神は没却されると考へましてこの第八條を設けたのであります。その一つの例といつたしましては、当該団体の役員または構成員が主体となつて、新たな見せかけの団体を結成するといふようなことがこの第八條に當る行為であらうと私どもは考へてゐるわけでありまして

○中村(又)委員 第三章についてお尋ね申しますが、何よりもまず公安審査委員会の存在そのものが私は問題であると思ひます。この委員会が書面審理によつて団体の死刑とも申すべき解散を決定するということは、何人といへどもこれを問題と思ふに違ひありません。しかも原告に當るものが公安審査庁の長官であつて、その指揮監督者たる法務総裁の官房に委員会の庶務が行はせられるといふことに至りましては、これはまづたくむちやの規定ではなからうかと思ひます。これは法制意見局が法務府から内閣に移つてしまふことなどを想像してみますと、法務総裁の法的な性格の上から見まして、非常に納得のできない事例ではなからうかと思ひます。政府は何がゆゑにかような委員会の設置を適當とお考へになりましたか。

○關政府委員 お答えいたします。この点につきましては次のような考へから、原案がこの団体規制事務を遂行するにつきましては最も妥當であると考へ

えた次第であります。まず基本の考へ方といつたしまして、団体の規制事務といふのは、行政府すなわち内閣が責任をもつて行ふべき純粹なる行政事務であると考へたのであります。まず内閣におきましてその事業を処理し、そうしてその処理した案件につきまして、裁判所が違法なりや適法なりやを再審査する、かようなことが行政権と司法権とを対立させた憲法の精神に合致するものと思へたのであります。

次にしからば、この事務を行政府において扱ふといつたしまして、その機関構成はどういふふうにしたらよろしいかといふ問題が次の問題と相なるのであります。この点につきましては、団体規制事務の重要性にかんがみまして、調査請求する機関と、決定する機関とを分離するものが、民主主義の原則に合致するものであると考へたのであります。現行の各種行政処分の規定におきましては、お尋ねは調査する機関がみずから決定するのであります。みずから調査し、みずから決定する。決定機関と調査機関を分離したといふのはほとんどないのであります。戦後におきまして各種の行政処分に関する法律が出たのでありますが、そのお尋ねはみずから調査し、みずから決定するといふのが原則になつておるわけでありまして、しかしこの法案におきましては、事の重要性にかんがみまして、権力の集中することを避け、最も民主主義的に行ななければならぬと考へまして調査請求する機関と決定する機関とをかくように二つにわけた次第であります。

次に考へました点は、かような機関を二つわけるといふしまして、当面に

おきまして政府におきましては、行政機構の簡素化といふ線を強く打出しておるのであります。新たに役所を設置し、あるいは拡充するといふようなことは、この線から強くその趣旨に沿つてこれを計画しなければならぬことになるわけでありまして、従ひましてこの線に沿ひまして、公安調査庁の設置及び委員会の設置も慎重なる考慮を加へまして、原案のような線にいたしましたのであります。かような次第で、この簡素化された二つの機関によりまして、この事務を民主的に公正に行うといふことに相なるわけでありまして、かような観点から、まず公安調査庁におきまして事前に十分なる審理をいたすといふシステムをとつた次第であります。かような次第で十分に事前に公安調査庁において審理をいたしまして、相手方団体の意見、弁解、並びに証拠を提出することができ、仕組みになつておるわけでありまして、かようにしてすべての団体の権利の擁護について、ほとんど遺憾なく手だてが盡してあるのであります。さらには小さな委員会におきまして再びさうな手続を繰返すことは、その必要もなし、また妥當でないと思へた次第であります。なお委員会は委員会設置法に書いてありますごとく、独立してその事務を処理するのであります。総裁はただ国会の御承認のもとにその委員を任命するだけの支配権しかないものであります。事務的にはまづたく委員会は独立してその事務を行うのであります。かようなシステムによりまして民主的に公正にこの団体規制の行政事務は遂行せられるものであると私どもは考へておるわけでありまして

○中村(又)委員 公安審査委員会の建前につきまして、大分詳しい御説明があつたのでありますが、この法案を見ても、私としては、この公安審査委員会の設置は必要ないという建前を考へておるわけでありまして、かりにこの法案の中を批判するといひますと、まづ公安調査庁の付随機関程度に中身がなつておるようでありまして、その一つは、どんな小さい委員会といへども、法律の中に堂々と事務局の設置があるいはその委員は国務大臣と同格の手当をするとか、あるいはそれぞれの立場で待遇問題なども規定されておられます。しかしこの委員は、ほかのたとえば警察法の国家公安委員のときも、委員は法務総裁に準ずる報酬を受けるという規定があります。あるいは全国選挙管理委員のごときも、これはまた国務大臣の俸給に準ずる報酬を委員には給するといひます。しかるにこの委員は、そういう待遇の問題もなければ、法律の建前として、正面玄関に事務局を持つてはなし、法務府の官房長の部屋に間借りをして、開店をするという程度に見られる法案に相なつておられます。これが団体の死刑の宣告ともいふべき解散などを決定するといふようなことをする判断機関として、適当な措置に相なつておるかどうか、これを繰返してお尋ねしたいと思ひます。

○清原政府委員 お答え申し上げます。この委員長及び委員につきまして、待遇の点は法案には現れておりませんが、この人選は、国会の承認を得ると、その人選について十分なる注意を払ふことは、法文上明らかになつております。なお事務局の点でございますが、これは行政簡素化の線に沿ひまして、官房の上に置いておりますが、これは純然たる庶務的事項でありまして、委員会自体は強力なるかつ最も適當なる委員をもつて組織せられるように構成されておることは、法文によつても明らかであるかと思ひます。

○木村国務大臣 その点につきましては中村委員のお言葉、きわめて適切であらうと思ひます。私はその点に關しまして、進んでお答えしたいと思ひます。それでこの委員の待遇は、国家公安委員のようによつて、国務大臣相当の待遇をしたらいいじやないかというお言葉のようでありましたが、この委員は常時開いておるわけではありませんで、そこで待遇といひましては、実質上国務大臣と同じ待遇をする考へで、つまり日勤の委員を——俸給というと語弊がありますが、日勤の手当を出す。それがつまり国務大臣と同じ程度の俸給に相なるわけでありまして、この人選につきましては、国会の御承認を得て、そうして総理大臣がこれを任命するといふ建前をとつておるものであります。しかもその人選につきましては、ただいまの構想として、国家公安委員と同じく各種の方面から人材を求めまして、いわゆる言論界、労働関係者、あるいは法曹界、あるいは実業界という方面から、特に優秀な人を選んでは、国会の承認を求め、こゝういふ建前をとつておるのであります。

○中村(又)委員 ただいまの政府側の答弁には、ちよつと満足しかねる点がございます。むろん法案にも非常勤となつておりますが、しかしこの重要な職務を果すところのものが、しかもこの法案を見ても、法務府の外局だといふ言葉を使つてあります。いわゆる外局とせられたところのこの機構が、委員はすべて非常勤ではなく、年中いなくてはいい、必要なきときに出て来ればよろしい、待遇などは日当でもよろしい、こゝういふことで、この大きな職責を果す機関のあり方として適當であらうかどうか。論より証拠、国会には彈劾裁判所というものがあつて、これはとにかく満四年間、一つか二つ仕事をいたしたことはありますが、こゝ足かけ三年間は、一つも仕事をしておらず、しかし相當な国家の費用を使つて、全国の裁判官の監督という言葉を適當に用ひますが、いわゆる民衆のために、裁判官として適當な人間が裁判の職務に立たなければならぬといふ、いわばお目付け役をいたしておる。もちろん仕事はありませぬ。ないほど全国の裁判官は、非常勤にりつぱな勤務を今日やつておるものと私は見ておりますが、いわゆる仕事がないから非常勤でよろしい、外局でもよろしいといふならば、やはり私の考へのように、行政整理もしなければならぬ現状において、必要のない役所を新しくつくるといふようなこと、この一つの理由の上から立ちましてもどんなものであるか。こゝういふ点から見まして、いま一応政府の御所見を承りたいと思ひます。

○關政府委員 お答えいたします。常勤にするか、非常勤にするかといふことにつきましては、事務の分量とか、あるいはどちらが広く人材を求めるところとかができるか、いろ／＼の点を考慮しなければならぬと思つたのであります。常勤にいたしますと、各種の公務員法上の拘束を受けまして、なかなか適任者を得がたいと考へましたので、人材を広く各界に求めるといふことを考へますと、非常勤の制度にいたした方が、より適材をそこに得ることができる、かように考へまして、こゝういふ制度をとつたのであります。

○中村(又)委員 ただいまの御説明でも、なおさら私は疑問を持つようになつております。公安調査庁も外局であり、また關政府委員が申されましたように、調査と決定の機関を分離してこゝういふ説明が行われたのであります。ところが調査はむしろ常勤ばかりでありまして、それに匹敵するところの、決定をなすといふその機関が、あつてもなくともいふような役所のあり方でどんなものであるか。人物を求めるとに困難であるから常勤にしないかといふと、言われませんが、少くとも委員長のごときは、役所があるとするならば、時間的に束縛を受けぬにせよ、一日に五分間でも出て、その役所の監督をするといふことは、当然必要でありまして、たとへば国会の裁判官訴訟委員会でもその通りであります。こゝには事務局があり、いくらかも事務局がおります。委員長がこれを任命します。そうありますから、訴訟委員長といふものは、五分間でも毎日出勤しなければならぬ。判を押さなければならぬ。そこで委員長だけは事実上は常勤になつております。こゝういふ建前から見ましても、御説明を聞きますと、これこそ公安審査委員会といふものは、あつてもなくともいい、いわば公安調査庁の責任の風よけに設置されるのじやないかといふ疑いさえ持つような状況であります。

○佐瀬委員長 木村法務総裁はからだのぐあいが悪いので……

○中村(又)委員 それならいま一点だけ……総裁がいられる間にいま一点お尋ねしておきます。この法案をあらゆる角度から検討をいたしまして、この公安調査庁及び公安審査委員会、こ

況でありまして、木村法務総裁のような方が総裁に長くおるなら、私はこゝういふ心配はしない。しかしこれができ、一旦われ／＼が見た場合において、あんまり感服せぬような大臣でもこれに乗つかつたときは、相當危険じやないか。国民不安の事実が生れて来るのじやないか。これを私は心配いたしますから、質問を繰返すわけでありまして……

○木村国務大臣 お答えいたします。この委員会は常勤ではありませんが、この設置法をこらなくださいますと、明白でありますように、まづたく獨立して、委員会独自の公正なる見解をもつて決定権を行使する建前をとつておるのであります。ただこの法案の建前上、団体の規制といふような事項は、その数多くないわけでありまして、従ひまして、広く人材を求めまして、取調べることに當つていただく方が、最も適當であるのじやないか、こゝういふ構想のもとに設置法を作成したのであります。事務局につきましても、大体において調査庁についての資料に基いて、これを調査する。こゝうしてその調査に基いて決定するのでありますから、大きな機構でなくとも、事を処理するのにはさしつかえないといふ考へのもとに、この設置法を作成した次第であります。

○佐瀬委員長 木村法務総裁はからだのぐあいが悪いので……

○中村(又)委員 それならいま一点だけ……総裁がいられる間にいま一点お尋ねしておきます。この法案をあらゆる角度から検討をいたしまして、この公安調査庁及び公安審査委員会、こ

○中村(又)委員 公安審査委員会の建前につきまして、大分詳しい御説明があつたのでありますが、この法案を見ても、私としては、この公安審査委員会の設置は必要ないという建前を考へておるわけでありまして、かりにこの法案の中を批判するといひますと、まづ公安調査庁の付随機関程度に中身がなつておるようでありまして、その一つは、どんな小さい委員会といへども、法律の中に堂々と事務局の設置があるいはその委員は国務大臣と同格の手当をするとか、あるいはそれぞれの立場で待遇問題なども規定されておられます。しかしこの委員は、ほかのたとえば警察法の国家公安委員のときも、委員は法務総裁に準ずる報酬を受けるという規定があります。あるいは全国選挙管理委員のごときも、これはまた国務大臣の俸給に準ずる報酬を委員には給するといひます。しかるにこの委員は、そういう待遇の問題もなければ、法律の建前として、正面玄関に事務局を持つてはなし、法務府の官房長の部屋に間借りをして、開店をするという程度に見られる法案に相なつておられます。これが団体の死刑の宣告ともいふべき解散などを決定するといふようなことをする判断機関として、適当な措置に相なつておるかどうか、これを繰返してお尋ねしたいと思ひます。

○清原政府委員 お答え申し上げます。この委員長及び委員につきまして、待遇の点は法案には現れておりませんが、この人選は、国会の承認を得ると、その人選について十分なる注意を払ふことは、法文上明らかになつております。なお事務局の点でございますが、これは行政簡素化の線に沿ひまして、官房の上に置いておりますが、これは純然たる庶務的事項でありまして、委員会自体は強力なるかつ最も適當なる委員をもつて組織せられるように構成されておることは、法文によつても明らかであるかと思ひます。

○中村(又)委員 ただいまの政府側の答弁には、ちよつと満足しかねる点がございます。むろん法案にも非常勤となつておりますが、しかしこの重要な職務を果すところのものが、しかもこの法案を見ても、法務府の外局だといふ言葉を使つてあります。いわゆる外局とせられたところのこの機構が、委員はすべて非常勤ではなく、年中いなくてはいい、必要なきときに出て来ればよろしい、待遇などは日当でもよろしい、こゝういふことで、この大きな職責を果す機関のあり方として適當であらうかどうか。論より証拠、国会には彈劾裁判所というものがあつて、これはとにかく満四年間、一つか二つ仕事をいたしたことはありますが、こゝ足かけ三年間は、一つも仕事をしておらず、しかし相當な国家の費用を使つて、全国の裁判官の監督という言葉を適當に用ひますが、いわゆる民衆のために、裁判官として適當な人間が裁判の職務に立たなければならぬといふ、いわばお目付け役をいたしておる。もちろん仕事はありませぬ。ないほど全国の裁判官は、非常勤にりつぱな勤務を今日やつておるものと私は見ておりますが、いわゆる仕事がないから非常勤でよろしい、外局でもよろしいといふならば、やはり私の考へのように、行政整理もしなければならぬ現状において、必要のない役所を新しくつくるといふようなこと、この一つの理由の上から立ちましてもどんなものであるか。こゝういふ点から見まして、いま一応政府の御所見を承りたいと思ひます。

○關政府委員 お答えいたします。常勤にするか、非常勤にするかといふことにつきましては、事務の分量とか、あるいはどちらが広く人材を求めるところとかができるか、いろ／＼の点を考慮しなければならぬと思つたのであります。常勤にいたしますと、各種の公務員法上の拘束を受けまして、なかなか適任者を得がたいと考へましたので、人材を広く各界に求めるといふことを考へますと、非常勤の制度にいたした方が、より適材をそこに得ることができる、かように考へまして、こゝういふ制度をとつたのであります。

○中村(又)委員 ただいまの御説明でも、なおさら私は疑問を持つようになつております。公安調査庁も外局であり、また關政府委員が申されましたように、調査と決定の機関を分離してこゝういふ説明が行われたのであります。ところが調査はむしろ常勤ばかりでありまして、それに匹敵するところの、決定をなすといふその機関が、あつてもなくともいふような役所のあり方でどんなものであるか。人物を求めるとに困難であるから常勤にしないかといふと、言われませんが、少くとも委員長のごときは、役所があるとするならば、時間的に束縛を受けぬにせよ、一日に五分間でも出て、その役所の監督をするといふことは、当然必要でありまして、たとへば国会の裁判官訴訟委員会でもその通りであります。こゝには事務局があり、いくらかも事務局がおります。委員長がこれを任命します。そうありますから、訴訟委員長といふものは、五分間でも毎日出勤しなければならぬ。判を押さなければならぬ。そこで委員長だけは事実上は常勤になつております。こゝういふ建前から見ましても、御説明を聞きますと、これこそ公安審査委員会といふものは、あつてもなくともいい、いわば公安調査庁の責任の風よけに設置されるのじやないかといふ疑いさえ持つような状況であります。

○佐瀬委員長 木村法務総裁はからだのぐあいが悪いので……

の二つの外局を設けられまして、ことにこの公安調査庁に対して配置される人員数及びこの二つを運営する年額の予算額の予想などはどうなっておりますか。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。公安調査庁の定員であります。公安調査庁は、現在の特別審査局を基礎にいたしまして、これを発展解消させるという建前になっております。現在の特別審査局の定員は、約千二百名であります。これに五百名程度の必要最小限度の増員を得まして、公安調査庁を設置したいと考えております。目下大蔵省と事務的折衝中でありまして、終局の金額は確定いたしておりません。大体経常費といたしましては、年間四億円程度のもの、これに初年度の設備費を加えまして、お願いしたいと考えております。ような次第であります。

○中村(又)委員 法務総裁にお尋ねいたします。特別審査局は、私の見るところでは、米国の占領政治下における便宜の機関としてつくられたような考え方を持つのであります。が、日本もいよいよ独立をいたして、今後新発足をしなければならぬ現状において、日本の国情にふさわしい機構の改革を目的とせらるる現政府の方針によりまして、特別審査局のごとき、いわゆる占領政治下に置かれておつた当時の遺物をそのまま生かして、こやつを改名して、これを公安調査庁として存続せしめるというその必要があるかどうか。これを一転いたしまして、四億円からの国費を予定するという、予算面の上から見ても、あるいは警察庁の事務刷新及び強化、あるいは国警

方面におけるところの充実強化に振向け、過般のあの不祥事件の場合を想像するにいたしまして、簡明率直に取締りが、国民の安心の行けるようにとり行われるという、その理想の現こそ、私は今日の政府の考え方の適正なものでなからうかと考えますが、いつそのことこの際、この法案は必要といたしまして、特別審査局の延長、改名であるところの公安調査庁の設置をとりやめ、しかしこの席において御説明を願つた公安審査委員会の設置法も、あわせてこれをとりやめまして、檢察庁の一部に処分の請求をなし得る機関をつくつて、しかして三権分立の建前から考えますれば、これを裁判所に請求をするというような建前もせられた方が、すつきりして国情にもかなひ、国民も安心する法律のあり方ではないかと考えるのであります。が、法務総裁の御所見を承りたいと存じます。

○佐瀬委員長 ただいまの点は、しばしば当委員会において、調査、捜査、裁判の関連において問題とされた点であります。この際法務総裁からその点に対するお答えを希望いたします。

○木村国務大臣 お答えいたします。檢察庁並びに国警、自警、これらはいずれもその機能を發揮するのには、事が起つてから活動に入るのではありません。むしろ警察方面においては、犯罪の予防といふこともありまして、初めてその機能が發揮する建前をとつておるのであります。本法案におきまして公安調査庁、今の特審局と申しますのは、事の起らぬ前に、行政事務としていろいろ

ろなことを調査することの建前をとつておるのであります。この法案がいよいよ施行されますと、要するに行政事務といたしまして、いろいろの方面からの捜査を調査庁においていたしまして、その調査に基いて犯罪事実があれば、これは刑事方面の手続になつて、檢察庁は初めて活動するという建前になるのであります。しこうしてこの委員会におきまして決定された点につきましては、それに不服があれば、初めて裁判所に対してその取消しを求め、かようなことについての最終的決定は裁判所に求めるということになります。この点においては行政と裁判との厳格なる分離をするという建前が、この法規によつて現われておるような次第であります。

○佐瀬委員長 法務総裁に対してはよろしうございませう。またあらためて……。

○中村(又)委員 法務総裁は御病氣だそうですから、御遠慮申してもけっこうであります。

刑政長官並びに意見長官もおられますから、ひとつ伺ひたいと思います。ただいま大臣の御答弁では満足というわけには行かなかつたのであります。檢察庁にも今日いわゆる公安検事という者がおります。ただいまの大臣の御説明では、檢察庁といふものは事が起らなければ仕事は開始されないような御説明のようにも聞えたのであります。が、檢察庁といふことも、事が起らないように職務を行う権限を發揮する場所だと私は考えております。そこで公安検事のごときにおきまして、現に日本全国津々浦々、公安上におけること

ろのあらゆる事実の調査をなしておし、研究をいたしておる点につきましては、特審局以上の勉強をしておると私は思う。こういう点から見まして、この檢察庁に今日までの特審局の仕事を持たせて運用せしむるということが、すべての点で簡潔明瞭になつて来るのではなからうかと思ひますが、この点いかがお考えでございますか。

○清原政府委員 お答え申し上げます。ただいま中村委員より、檢察庁に對してたいへん御理解のある御意見を拝聴しまして、ありがたく存じます。檢察庁は本来の任務は捜査でありまして、もとより犯罪の予防についても大いに努力すべきであります。が、本法案の規定いたしておりますのは純然たる行政処分でございます。かかるものを檢察庁に與えるというところは、かえつて権限の集中化になります。その弊害において大いに憂慮すべきものがある、従ひまして本法の規定する行政処分による規制のごときものは、純然たる別個の機関に與えることこそ最も必要であらう、かように考えておる次第であります。

○中村(又)委員 そういたしますと、あまりに執念深いお尋ねのようでありまして、この別個の機関に與えることこそ最善の方法だといふ御説明であります。が、この別個の機関が、法務総裁のもとに、同じ系統下に置かれて調査が行われ、またさらにその指揮監督下に判断、決定の事実が行われる、こういう点などから見まして、別個の機関といふことを、嚴格の立場において考え得られるかどうか、こういう点によつて御説明をお願いしたいと思います。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。檢察権の行使を担当いたします檢察庁におきまして、法務総裁と檢察庁との関係は、刑事訴訟法で嚴格に規定されておまして、檢察庁はその檢察の事務を公正に運営する建前になっております。この法案におきましては、行政処分として破壊的な団体に對する規制を行うのであります。これは法務行政として、法務総裁の責任のもとに、その調査並びに請求を行う、請求がありました場合におきましては、独自に公正な委員会が、法務総裁の指揮監督を受けず、独立して判断をしますというような建前になつておまして、相互の牽制によつて、公正に事務が運用されるような建前になつておるのであります。

○中村(又)委員 そういふただいまのような説明でありますならば、公安審査委員会もみずから判断し得る機関を持たなければなりません。公安調査庁が調査をし、一つの請求文書というものを提出し、その出された文書によつて判断をするというだけでは、いくら學者であつても、いくら識見の高いお方であつても、とにかくそれは調査自身を判断、決定と同一な事実が結果すると思はれますが、その点はいかがであります。

○關政府委員 お答えいたします。団体規制のごとき行政処分を行うにあたりましては、その団体の意見弁解並びに有利な証拠を十分に提出し得るような措置を講ずることが、まず第一に必要だと思つております。この趣旨に従ひまして、第十條から以下の破壊的団体規制の手続という章におきまし

て、十分なる措置をとりまして、当該団体の意見弁解並びに有利な証拠の一切が提出し得るようになるわけであります。そしてなお当該団体につき規制の処分を請求するにあたりましては、証拠とその請求書を提出するわけでありますが、公安審査委員会において審査の証拠となし得る証拠は、当該団体において意見を述べる機会が与えられたものに限定されておるわけであります。かようなシステムによりまして、さき申し上げたごとく、行政簡素化の趣旨も十分に尊重せなければならぬこととから、すでに公安調査庁におきまして十分なる意見弁解並びに証拠の提出が盡されておりますからして、それだけの証拠としまして、公正なるものの意見書によりまして、公正なるところの事実認定ができ、審判ができるものと、かように考えて、このような建前をとつたわけでございます。

○中村(又)委員 政府の説明に関連して質問を続けますが、三権分立という大きな立場から考えまして、先刻も言われまして調査と決定というこの大きな機関を外局として別々に分離し、存置するお考えであります。ただいま申します三権分立の精神から考えてみるときにございまして、調査せられたる事実に基づいて請求をさるる相手としましては、壁一重の立場にある。政府委員がいかに弁解されまして、これはもうほとんど私などが見ると異体同心に違いないというふうな、壁一重になつております。そこでこれを裁判所に持ち込んで請求して、そうして最後の判断決定を受けるというその筋を、どうしてお考えにならなかつたのでありますか。

○中村(又)委員 民主主義時代におきましては、行政処分と申しまして、国民の利益を奪うという行政処分は、これは全部あげて裁判所の判断にまかすという方向に持つて行くのが進歩したる私は考え方だと思ひます。こういう立場から考えまして、いわゆる団体の解散を決定するというようなことに相なりましますと、これましく国民の大きな利益を奪うところの決定でありますから、たとひこれが行政処分の性質を残しておるといたしまして、かかる判断、決定というものは、今日の時代においては裁判所に持たすのが当然の考え方であらうかと思ひますが、政府の御所見を承つておきたいのであります。

○佐藤(達)政府委員 中村先生に講義を申し上げることになつてはたいへん失礼でございますけれども、私の考えておりますところを一通りお聞き願ひたいと存じます。今仰せられました節は一面の真理を私は持つておると思ひます。しかしながら本来の日本国憲法の建前における司法権と行政権のあり方というものの原則は二体どこにあるかということについては、私の理解しておりますところでは、もとより司法権というものはこれは各国を通じて同様でございますが、本来は争ひのある事実について、その事実を確認して、その確認された事実に対して法を適用するという作用であることは、これは司法権の本来の原則であらうと存じます。従ひまして民事にしろ、刑事にしろ、行政事件にしろ、過去に成立いたしました事実に基づいてそれを判断して適當の宣言をするということであるわけでありまして、ところが今回ここで御審議をいただいておりますこの処置は、たゞ／＼他の政府委員が申されておりますように、これは行政処分でありまして、たゞ／＼行政処分の基準となつておりますところが、処罰を受けるような行為が基準にあげられておりますために、いかにも団体に対する制裁のように見受けられますけれども、本質は私は行政作用であつて、たとへば精神病者というものを精神病院に強制的に監置するという処分と本質においては同じものであります。従ひまして、これは今の裁判所の本来担任すべき司法権の内容とは違つたものであります。それを裁判所に持たすか持たさぬかというところは憲法の原則からは離れますけれども、あるいは立法政策において考えられることかもしれませんが、憲

法の本質からそういうことではないと考へておるわけでありまして、従ひましてこの処置については、本来の行政作用の担任者であるところの政府が全責任をもつてこれを処置して行く、そうして国家に対してこれは全責任を負ひますという趣旨で出しておるわけでありまして、裁判所は國家に対して何ら責任はございせんから、政府としては荷物が軽くなるわけでございますけれども、さうなことはどうも憲法の本質からは離れるであらうというのが根本の氣持でございます。

○中村(又)委員 ただいまの意見長官の御説明はよくわかりましたが、やはり私の申し上げました通りに、たとへば団体の解散を決定するといつたしましても、その決定に對しては最初より両者間の争ひはあるのであります。また争ひがなければ裁判はなしというやうな御説明にも聞えるのでございまして、それは行政処分だ、行政作用だと言われますが、行政作用によつて決定をさるるその事実に対して最初より争ひのあるものを行政決定をされるのであります。そこでその証拠には、これに異議があるものは裁判所に訴えの申立てができるとなつております。それならば最初から司法裁判権の問題として取上げてよいのではないかと私は思ひますが、いかにお考えでありますか。

○關政府委員 お答えいたします。団体の規制事務につきましては純然たる行政事務であります。すべてこれらは証拠によつて決定されるのであります。従つてその証拠を収集するということが必要になつて来るわけでありまして、しこうしてこの団体規制事務は先

刻申し上げたごとく、純然たる行政事務でありまして、これをいづゆる司法警察ないしは司法檢察と同一の役所に置いて行わしめるといふことは、権限がそこに集中しまして、民主主義の原則に私は反するものであると考へるものであります。従ひまして別個の行政機関をして証拠を収集せしめるといふ建前から、公安調査庁の設置、この法案に盛るべき組織が必要であらうと考へるのであります。

○中村(又)委員 政府の説明に関連して質問を続けますが、三権分立という大きな立場から考えまして、先刻も言われまして調査と決定というこの大きな機関を外局として別々に分離し、存置するお考えであります。ただいま申します三権分立の精神から考えてみるときにございまして、調査せられたる事実に基づいて請求をさるる相手としましては、壁一重の立場にある。政府委員がいかに弁解されまして、これはもうほとんど私などが見ると異体同心に違いないというふうな、壁一重になつております。そこでこれを裁判所に持ち込んで請求して、そうして最後の判断決定を受けるというその筋を、どうしてお考えにならなかつたのでありますか。

○中村(又)委員 民主主義時代におきましては、行政処分と申しまして、国民の利益を奪うという行政処分は、これは全部あげて裁判所の判断にまかすという方向に持つて行くのが進歩したる私は考え方だと思ひます。こういう立場から考えまして、いわゆる団体の解散を決定するというようなことに相なりましますと、これましく国民の大きな利益を奪うところの決定でありますから、たとひこれが行政処分の性質を残しておるといたしまして、かかる判断、決定というものは、今日の時代においては裁判所に持たすのが当然の考え方であらうかと思ひますが、政府の御所見を承つておきたいのであります。

○佐藤(達)政府委員 ごもつともな御懸念であらうとは存じます。しかしこの規制処分の本質は今の言葉の争ひということよりも、事實は争ひの形もありませんから、本質はこの行政機関がある団体をつかまえて、その

失礼でございますけれども、私の考えておりますところを一通りお聞き願ひたいと存じます。今仰せられました節は一面の真理を私は持つておると思ひます。しかしながら本来の日本国憲法の建前における司法権と行政権のあり方というものの原則は二体どこにあるかということについては、私の理解しておりますところでは、もとより司法権というものはこれは各国を通じて同様でございますが、本来は争ひのある事実について、その事実を確認して、その確認された事実に対して法を適用するという作用であることは、これは司法権の本来の原則であらうと存じます。従ひまして民事にしろ、刑事にしろ、行政事件にしろ、過去に成立いたしました事実に基づいてそれを判断して適當の宣言をするということであるわけでありまして、ところが今回ここで御審議をいただいておりますこの処置は、たゞ／＼他の政府委員が申されておりますように、これは行政処分でありまして、たゞ／＼行政処分の基準となつておりますところが、処罰を受けるような行為が基準にあげられておりますために、いかにも団体に対する制裁のように見受けられますけれども、本質は私は行政作用であつて、たとへば精神病者というものを精神病院に強制的に監置するという処分と本質においては同じものであります。従ひまして、これは今の裁判所の本来担任すべき司法権の内容とは違つたものであります。それを裁判所に持たすか持たさぬかというところは憲法の原則からは離れますけれども、あるいは立法政策において考えられることかもしれませんが、憲

て、十分なる措置をとりまして、当該団体の意見弁解並びに有利な証拠の一切が提出し得るようになるわけであります。そしてなお当該団体につき規制の処分を請求するにあたりましては、証拠とその請求書を提出するわけでありますが、公安審査委員会において審査の証拠となし得る証拠は、当該団体において意見を述べる機会が与えられたものに限定されておるわけであります。かようなシステムによりまして、さき申し上げたごとく、行政簡素化の趣旨も十分に尊重せなければならぬこととから、すでに公安調査庁におきまして十分なる意見弁解並びに証拠の提出が盡されておりますからして、それだけの証拠としまして、公正なるものの意見書によりまして、公正なるところの事実認定ができ、審判ができるものと、かように考えて、このような建前をとつたわけでございます。

○中村(又)委員 政府の説明に関連して質問を続けますが、三権分立という大きな立場から考えまして、先刻も言われまして調査と決定というこの大きな機関を外局として別々に分離し、存置するお考えであります。ただいま申します三権分立の精神から考えてみるときにございまして、調査せられたる事実に基づいて請求をさるる相手としましては、壁一重の立場にある。政府委員がいかに弁解されまして、これはもうほとんど私などが見ると異体同心に違いないというふうな、壁一重になつております。そこでこれを裁判所に持ち込んで請求して、そうして最後の判断決定を受けるというその筋を、どうしてお考えにならなかつたのでありますか。

○中村(又)委員 民主主義時代におきましては、行政処分と申しまして、国民の利益を奪うという行政処分は、これは全部あげて裁判所の判断にまかすという方向に持つて行くのが進歩したる私は考え方だと思ひます。こういう立場から考えまして、いわゆる団体の解散を決定するというようなことに相なりましますと、これましく国民の大きな利益を奪うところの決定でありますから、たとひこれが行政処分の性質を残しておるといたしまして、かかる判断、決定というものは、今日の時代においては裁判所に持たすのが当然の考え方であらうかと思ひますが、政府の御所見を承つておきたいのであります。

○佐藤(達)政府委員 中村先生に講義を申し上げることになつてはたいへん失礼でございますけれども、私の考えておりますところを一通りお聞き願ひたいと存じます。今仰せられました節は一面の真理を私は持つておると思ひます。しかしながら本来の日本国憲法の建前における司法権と行政権のあり方というものの原則は二体どこにあるかということについては、私の理解しておりますところでは、もとより司法権というものはこれは各国を通じて同様でございますが、本来は争ひのある事実について、その事実を確認して、その確認された事実に対して法を適用するという作用であることは、これは司法権の本来の原則であらうと存じます。従ひまして民事にしろ、刑事にしろ、行政事件にしろ、過去に成立いたしました事実に基づいてそれを判断して適當の宣言をするということであるわけでありまして、ところが今回ここで御審議をいただいておりますこの処置は、たゞ／＼他の政府委員が申されておりますように、これは行政処分でありまして、たゞ／＼行政処分の基準となつておりますところが、処罰を受けるような行為が基準にあげられておりますために、いかにも団体に対する制裁のように見受けられますけれども、本質は私は行政作用であつて、たとへば精神病者というものを精神病院に強制的に監置するという処分と本質においては同じものであります。従ひまして、これは今の裁判所の本来担任すべき司法権の内容とは違つたものであります。それを裁判所に持たすか持たさぬかというところは憲法の原則からは離れますけれども、あるいは立法政策において考えられることかもしれませんが、憲

法の本質からそういうことではないと考へておるわけでありまして、従ひましてこの処置については、本来の行政作用の担任者であるところの政府が全責任をもつてこれを処置して行く、そうして国家に対してこれは全責任を負ひますという趣旨で出しておるわけでありまして、裁判所は國家に対して何ら責任はございせんから、政府としては荷物が軽くなるわけでございますけれども、さうなことはどうも憲法の本質からは離れるであらうというのが根本の氣持でございます。

○中村(又)委員 ただいまの意見長官の御説明はよくわかりましたが、やはり私の申し上げました通りに、たとへば団体の解散を決定するといつたしましても、その決定に對しては最初より両者間の争ひはあるのであります。また争ひがなければ裁判はなしというやうな御説明にも聞えるのでございまして、それは行政処分だ、行政作用だと言われますが、行政作用によつて決定をさるるその事実に対して最初より争ひのあるものを行政決定をされるのであります。そこでその証拠には、これに異議があるものは裁判所に訴えの申立てができるとなつております。それならば最初から司法裁判権の問題として取上げてよいのではないかと私は思ひますが、いかにお考えでありますか。

て、十分なる措置をとりまして、当該団体の意見弁解並びに有利な証拠の一切が提出し得るようになるわけであります。そしてなお当該団体につき規制の処分を請求するにあたりましては、証拠とその請求書を提出するわけでありますが、公安審査委員会において審査の証拠となし得る証拠は、当該団体において意見を述べる機会が与えられたものに限定されておるわけであります。かようなシステムによりまして、さき申し上げたごとく、行政簡素化の趣旨も十分に尊重せなければならぬこととから、すでに公安調査庁におきまして十分なる意見弁解並びに証拠の提出が盡されておりますからして、それだけの証拠としまして、公正なるものの意見書によりまして、公正なるところの事実認定ができ、審判ができるものと、かように考えて、このような建前をとつたわけでございます。

○中村(又)委員 政府の説明に関連して質問を続けますが、三権分立という大きな立場から考えまして、先刻も言われまして調査と決定というこの大きな機関を外局として別々に分離し、存置するお考えであります。ただいま申します三権分立の精神から考えてみるときにございまして、調査せられたる事実に基づいて請求をさるる相手としましては、壁一重の立場にある。政府委員がいかに弁解されまして、これはもうほとんど私などが見ると異体同心に違いないというふうな、壁一重になつております。そこでこれを裁判所に持ち込んで請求して、そうして最後の判断決定を受けるというその筋を、どうしてお考えにならなかつたのでありますか。

○中村(又)委員 民主主義時代におきましては、行政処分と申しまして、国民の利益を奪うという行政処分は、これは全部あげて裁判所の判断にまかすという方向に持つて行くのが進歩したる私は考え方だと思ひます。こういう立場から考えまして、いわゆる団体の解散を決定するというようなことに相なりましますと、これましく国民の大きな利益を奪うところの決定でありますから、たとひこれが行政処分の性質を残しておるといたしまして、かかる判断、決定というものは、今日の時代においては裁判所に持たすのが当然の考え方であらうかと思ひますが、政府の御所見を承つておきたいのであります。

○佐藤(達)政府委員 中村先生に講義を申し上げることになつてはたいへん失礼でございますけれども、私の考えておりますところを一通りお聞き願ひたいと存じます。今仰せられました節は一面の真理を私は持つておると思ひます。しかしながら本来の日本国憲法の建前における司法権と行政権のあり方というものの原則は二体どこにあるかということについては、私の理解しておりますところでは、もとより司法権というものはこれは各国を通じて同様でございますが、本来は争ひのある事実について、その事実を確認して、その確認された事実に対して法を適用するという作用であることは、これは司法権の本来の原則であらうと存じます。従ひまして民事にしろ、刑事にしろ、行政事件にしろ、過去に成立いたしました事実に基づいてそれを判断して適當の宣言をするということであるわけでありまして、ところが今回ここで御審議をいただいておりますこの処置は、たゞ／＼他の政府委員が申されておりますように、これは行政処分でありまして、たゞ／＼行政処分の基準となつておりますところが、処罰を受けるような行為が基準にあげられておりますために、いかにも団体に対する制裁のように見受けられますけれども、本質は私は行政作用であつて、たとへば精神病者というものを精神病院に強制的に監置するという処分と本質においては同じものであります。従ひまして、これは今の裁判所の本来担任すべき司法権の内容とは違つたものであります。それを裁判所に持たすか持たさぬかというところは憲法の原則からは離れますけれども、あるいは立法政策において考えられることかもしれませんが、憲

法の本質からそういうことではないと考へておるわけでありまして、従ひましてこの処置については、本来の行政作用の担任者であるところの政府が全責任をもつてこれを処置して行く、そうして国家に対してこれは全責任を負ひますという趣旨で出しておるわけでありまして、裁判所は國家に対して何ら責任はございせんから、政府としては荷物が軽くなるわけでございますけれども、さうなことはどうも憲法の本質からは離れるであらうというのが根本の氣持でございます。

○中村(又)委員 ただいまの意見長官の御説明はよくわかりましたが、やはり私の申し上げました通りに、たとへば団体の解散を決定するといつたしましても、その決定に對しては最初より両者間の争ひはあるのであります。また争ひがなければ裁判はなしというやうな御説明にも聞えるのでございまして、それは行政処分だ、行政作用だと言われますが、行政作用によつて決定をさるるその事実に対して最初より争ひのあるものを行政決定をされるのであります。そこでその証拠には、これに異議があるものは裁判所に訴えの申立てができるとなつております。それならば最初から司法裁判権の問題として取上げてよいのではないかと私は思ひますが、いかにお考えでありますか。

団体の過去の行動を検討いたしまして、しる後将来に對する団体の危険性というものをそこで判断して、この規制が行われるわけでありまして、すなわち過去の事實はこの判断の資料になるだけでございまして、将来の危険性を判断するということが重点になつておる。従つて将来の危険性が濃厚であるということになれば、規制処分をいたしますし、将来に危険性がないというものでありますれば、規制処分はしないので済む性質のものであります。

今御指摘の、あと裁判所に來ます場合には、行政機関でありますところの公安審査委員会が最後の決定をいたしまして、規制処分というものをやつてしまふわけでありまして、その規制処分というものは確定した事實になつておる。その事實が一体法律に違反してなされた違法の処分であるかないかというところを裁判所に申立てて争つていただくわけでありまして、それから先は純粹の司法権の作用であることでは、これは申し上げるまでもないことではあります。

○中村(又)委員 政府委員の御説明は大体わかるのでありますが、そういうお考えに立脚せられての原案のつくり方でありまして、第二十四條を見ましても私は疑問を持つのであります。第二十四條の第三項は單に裁判所に対する訓示規定と私は見るのであります。が、政府当局はいかなるお考えであるか、裁判所は第二十四條第三項に従う法律上の義務はないと私は思いますが、この点を伺つておきたい。

○關政府委員 お答えいたします。お尋ねの通り、司法権独立の原則のもとに、できるだけ百日以内に裁判をして

いただきたい、かような趣旨が第三項になるわけでありまして。

○中村(又)委員 これは選挙法か何かにもあつたような記憶が私にあります。が、この法案の中で裁判所に訓示規定をもつて首をくくられておくようなことが、はたして民主主義時代の立法として適當なものであるかどうか、しかり希望事項は法律で制定できぬこともなしと言われればそれまでのことではあります。これは世間の非難を除くため一つの便法として、いわゆる法律を知らぬ者に対する弁解の道具としてかかる無用の規定をなさつておるものと私は見ますが、いかがでありますでしょうか。

○關政府委員 お答えいたします。団体規制というものの影響するところが重要であるという点にかんがみまして、特にこの規定を設けて、一般にその事務が迅速に行われるように扱ひまして、無用の危険を除きたいと考えましたから、かような規定を設けた次第であります。

○中村(又)委員 先に進みまして、第四章、第二十六條ないし第三十三條の項目に對しまして簡単に尋ねをいたしたいと思ひます。

警察官や檢察官、檢察事務官のほか公安調査官というものを特に設けて調査事務に従事せよというところは、公安調査官を必要とせらるゝあなたの方のお考えではもちろん必要となつて参ると思ひますが、私として見ますと、ただいま申しますように、警察官、檢察官、檢察事務官、そういうものが幾らも日本の役人としておるのに、さらに占領時代の役職のものを公安調査官と名前をかえて、そうして調査事務に

従事させるという必要がどこにあるのであろうか、こんなものを置きますから、第二十八條のような妙な規定をつくらなければならぬように相なるのであります。すなわち権限争いを調整する規定がここに出ております。檢察機構と警察機構の改正運用によつて処理しますと簡單明瞭であります。特にこの第二十八條の調整規定の点につきましてお答えをお願いしたいと思います。現に特別審査局の幹部は御承知のごとくことごとくが現職の檢察官であります。

その部下は多く警察官であります。このいう建前から見まして、獨立の調査庁という役所を新たに設けて、檢察庁とは全然別個の建前の機關を運用して行かなければならぬという御説明は、一応納得の行く人もありますし、けれども、この人的構成から見まして、またたいたいま特務局長の特務局を發展解消して公安調査庁とするんだという御説明から見まして、今回でさう上るべき公安調査庁の幹部の諸公はやはり現職の檢察官であり、その部下はほとんど全部が警察官ということに相なる。してみますと、どうして檢察庁とは別に新しい役所をつくつて、しかも中身は同じ檢察が指導をして仕事の運用をはかつて行くかという必要があるか、この辺の調節の方法はないものかどうか、御所見を伺つてみたいと思ひます。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。公安調査官の調査は、先ほどからも申し上げました通り、行政上の調査であります。その調査は暴力主義的な破壊活動が団体によつて行われた事実並びにその団体が継続または反復して将来さらに暴力主義的破壊活動を行

う明白な危険の有無を立証する事實につきまして、証憑資料を収集してその有無を調査するという建前になるのであります。ただいま御質問がございまして第二十八條は、権限争いの調節規定ではないかということでありまして、第二十八條は協力規定でございまして、公安調査庁と警察とが互にその職務を異にしたがらぬ、互に相関連する事項につきましては、情報の部面におきまして相協力して行こうという建前になつて相協力して行こうと

現在特別審査局と檢察庁並びに國警、自警とは、中央から地方に至るまで逐次緊密な協力態勢が打出されております。その態勢も改善されていようになつてございまして。

○中村(又)委員 私から見ますと、この公安調査庁というものが獨立して、しかも外局として存続せしめる必要があるかどうかというやうな疑問を持ち得る、その基礎としてもやはりこの第二十八條も有力なる理由の一つだと思ひます。公安調査庁が國家地方警察及び自治體警察との間に、相互にこの法案の実施に關し、情報または資料を交換しなければならぬという法律の助けの規定をつくつて、職務の満足なる遂行をしなければならぬという実態から見ましても、獨立して、しかも外局として、堂々たる役所でなければならぬ公安調査庁の基礎に私は非常な不安と疑問を持つものであります。すなわち檢察庁が犯罪捜査あるいはその他におきまして、國家地方警察及び地方自治體警察と相互に法律の実施に關して協力しなければならぬというやうなことを、ことさらに法律に規定するとい

をそこなりこと、これよりおびたしものはないと思ひます。こういう建前から考えましても、中央政府の一個の外局であるところのこの役所が、このやうな規定を置かなければ職務の満足なる遂行ができないのであるか、またとにかく職務の連絡その他に對しても何らの権限も持たぬのであるか、このやうな点を憂へますと同時に、第二十九條を考へてみたいのであります。第二十九條の公安調査官の立会いは、司法警察官の行う捜査の場合だけについて規定されておりますが、これは檢察官独自の捜査の場合は立ち会ふことができない趣旨であるかどうか、承つてみたいと思ひます。

○關政府委員 お答えいたします。第二十九條における公安調査官の立会いは、司法警察官が行う場合のみに限定したものであります。檢察官の場合につきましては、この法案の構成から見ましても、かような規定を設けないのが妥當であらうと考えて規定いたさなかつたのであります。

○中村(又)委員 あらゆる調査、捜査というやうなものが、独自の立場において、全國あらゆる場所の檢察庁におきましても、行動を開始いたすことがあるのであります。しるに第二十九條には「司法警察官が暴力主義的破壊活動からなる罪に關して行う押収、搜索及び檢証に立ち会ふことができる」となつておりますが、檢察庁がこれをなす場合においては立ち会ふことができないやうにも見られる規定と相なつております。これは片手落ちであるか、あるいは少しく勢ひ負けした規定のやうなものであるか、私ははつきり承つておきたいと思ひます。

○關政府委員 お答えいたします。刑事訴訟法などの考え方から見まして、司法警察官は今日第一線の捜査事務を担当する機関である、かように考えられますから、公安調査官が立ち会ふというのには、司法警察官だけの場合にとどめておいても一応の目的は達せられる、かように考えましてこの規定を設けた次第であります。

○中村(又)委員 少しこまかな問題でありますが、この公安審査委員会の規定の中に、委員長及び委員は国会の承認を得て、法務総裁がこれを任命するとなつておりますが、大体の委員会の先例から見ますと、全部とは申しませんが、民主主義を建前とした委員会の構成から考えてみますと、委員は国会の承認を得て法務総裁これを任命するというのが適当じやないか、しこして委員長は委員が互選してこれを出すべきが民主主義のあり方でなければならぬと私は思う。最初より法務総裁が委員長を任命し、委員を任命するという形式をとるならば、この規定にありまして五名の中から、しつかりして、自分の意中の者を委員長にする、その他の委員はあつてもなくてもいいというふうな結果も、少くも行き過ぎた考えではあります。そういう結果も想像せらるる事実があるのではありません。「委員長及び委員は」といふことについてありますが、これはやはり一応委員は国会の承認を得てこれを任命する、しこして、委員長は委員の互選によつて法務総裁がこれを任命するからわかるのであります。そういう形式をとることが私は妥当と思うが、政府の所見いかん。

○關政府委員 お答えいたします。戦後に生じました委員会の立法例にもいろいろのものがござりますが、このような措置を第五條においてとりましたのは、法務総裁が責任をもつて委員長に最も適任者を充てる、かような点から見まして、このような制度が最善であると考へまして、このような規定といたした次第であります。

○中村(又)委員 たいへん長くなりまして、最後のお尋ねをしておきたいのでありますが、さきにも申しましたように、第一章総則及び第六章罰則につきましても、刑法に盛るべきものは刑法の改正で行うということが本筋であるということだけは、法律家として政府当局もお認めになつてよろしいと私は思います。まずその点を伺つておきたいと思ひます。

○吉河政府委員 お答えいたします。先ほども他の政府委員から御答弁申し上げました通り、刑法は基本的な刑罰法典でございまして、立法の手續、形式上刑法を改正するという場合もありません。また他の特別法によりまして刑法の内容を改正するという立て方もありますのであります。この法案におきましては、暴力主義的な破壊活動防止するといふ見地から、団体の規制と所要の刑罰規定の補正をいたしたのであります。形式としてこの法案において刑法の補正をいたした次第であります。

○中村(又)委員 政府のねらいは、むしろ刑法に規定すべきような点を、特にこの破壊活動防止法案にあらゆる場合を織り込んでおられるのであります。が、ほんとうのねらいというのは、破壊行為の事前行動とも目すべき予備、陰謀、教唆、扇動というふうなものを処罰するということに重点を置いて、こ

とさらにこの破壊活動防止法案の中にかかる規定を作成せられておると見るのがほんとうでなからうかと思ひますが、いかような御所見でありますか。

○關政府委員 この法案において、予備、陰謀、教唆、扇動というふうな罪を特にことさらに処罰するために、ここに設けたのではないかと、御趣旨の御質問と拝承いたしました。この法案におきましては、現下の事態にかんがみまして、公共の安全の確保に資するために、破壊活動の規制という新たな行政措置と、その暴力的破壊活動からなる罪について、刑法との重複を避けまして、新たな刑罰類型をここに設けたのであります。特にこの罪だけをここに掲げてというふうなこととさらに意図はございせんので、公共の安全の確保に資するために、その二つの最小限度のラインを特別な立法の形式においてここに一まとめといたした次第であります。

○中村(又)委員 公共の安全を維持するためにこそ、その任務は刑法がこれを受持つておるのであります。破壊活動防止という建前において団体を対象としたというこの立法のお考え方があら見ますと、どうしても団体というものは、たとえば騒擾、あるいは内乱、あるいは殺人というふうな個々の場合を考へてみましても、団体によつてその責任を負担するわけには参りません。いわゆる刑罰の責任というものは、いかなる場合も個人であります。そうなりますからして、この規定のどこに織り込んで、結局は刑法のごやつかいになり、いわゆる刑事手続法の力によつて処罰せなければならぬのでありますから、重複的にこれをここに掲げら

れておりますが——これはもう御答弁はいりませんが、どこまでも便宜主義にできた法案であり、しかも予備、陰謀、教唆、扇動というものを、手取り早くこの法規によつて取扱ふことができておつたところ、ねらいを持つておつたところ、おのれをなからうかというところ、私は見るのであります。

ついでに私はお尋ねいたしますが、破壊活動の団体を対象とした法規であるといふことは、これは政治的な団体に対する規制と解散という二つだけはこの法案につづつて、その余のものはみな刑法にお返しになると、すつきりすると思ひます。ともかく国民全体は、まわりくどい法律では解釈も何もできない、判断もつかぬのでありますから、そういう簡明率直な法の建前をなさる必要があつたのではなからうか。これをお尋ね申すとともに、ついでにお尋ね申しておきますが、団体のみを対象とするという建前であり、い

わゆる団体規制のことだけを規定する。こういうお考えは御研究にならなかつたのであるか。あるいはこの名前のごときにおきまして、破壊活動防止法というふうな、国民のわからぬような名前でなくて、破壊団体取締法というふうな、国民が見てすぐ判断がつくような名前にでもしないか、破壊活動防止法といつてもわけがわからなかつたかどうか、御所見を承つておきたいと思ひます。

とは、たび／＼新聞に出ましたように、幾多なる御同情をいただくことと存するわけでありまして、いろいろのお好みもございまして、それはお好みによつて拜承しておいて、進んで参つたということをお答え申し上げます。

先ほどからお尋ねの刑罰法規との関係で、これは刑法に入れるべきではないかといふことは、これは率直にいって傾聴すべき御意見であると思ひます。私もそういふことは一応考へて立案いたしております。ただこの関係につきましては、過去の例に見ましても、たとえば暴力行為等処罰ニ関スル法律とか、盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律とか、本来刑法にはめ込むべき法律が特別に立法されているものもありません。これはこの場合の例ではございせんから、ただそういう例があるといふことだけを申し上げるにとどめませんが、この場合における建前は、やはり先ほどの説明に盡きるのであります。今回の法律というものは当面の必要からやむを得ない立法である。刑罰法規の根本法といふべき刑法をい

じるものかどうかという点にいろいろ疑念を持つておりますから、この形が最も適当であらうという趣旨でかようにいたした次第であります。

○中村(又)委員 これは最後のむしろ御注文であります。もしこの機構がこのまま国会の承認を得られたら、筋合いに進むべきものといひますならば、この公安審査委員会のごときを、法務府官房長の部屋に設置してその職務万端を取扱はしむるという点な

ども、いかにおそまつであるかという感じを持つ。この大きな役所が、法務省の片すみでその事務を取扱うという間借人の規定がここに規定されておるのでありますが、こういう点などは大いに研究されるという方針はないか、これも承つておきたいと思ひます。

○吉河政府委員 公安審査委員会の事務を具体的に取扱ひになる施設、場所等につきましては、その権威に恥じないようなりつばな施設をつくるつもりであります。ただ公安審査委員会の行う事務につきましては、公安審査委員長並びに委員を直接補佐するものは、別に委員補佐という制度も置かれておりました。さらにそのもとでいろいろの事務を行うものは、当面官房の職員をもつてこれを取扱はせるといふだけの意味でそれを規定したわけでございます。まして、施設その他万端につきましまして、決してその権威に恥じないような御待遇はしなければならぬと考えております。

○中村(又)委員 私の質問は一応打ち切ります。

○佐瀬委員長 大西正男君。

○大西(正)委員 中村先生から詳細かつ大局に立つての御質問がありましたので、私は補足的にお尋ねいたしたいと思ひます。

中村先生から最後に言われましたこの法案の名前の問題であります。破壊活動防止法となつておりますが、これは何か外国の立法例によられたものでありましようか。私の見解では、アメリカの国内安全保障法によりますと、破壊活動取締法——コントロール・アクトという言葉が出ておりますが、取

締法ということにしないで防止法としたのは、そこに何らかの意味があるのかどうか、この点をお尋ねします。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。先ほど法制意見書から、本法の名称として打明けたお話が御答弁としてありました。破壊活動防止法という名前でございますが、正確に申しますと、暴力主義的破壊活動防止法、あまり名前がだら／＼と長くなりますので、切詰めまして破壊活動防止法としたのであります。個人によつて行われる破壊活動につきましては所要の罰則を補整いたしました。これを司法処分として取締る。同時に、さらにかような暴力主義的な破壊活動が団体によつて行われる危険を未然に措置するといふ建前から、兩者を合せまして破壊活動防止法というような実態に即した名前を取上げたのであります。これは公安保障法とかいふような非常に抽象的な名前よりも、むしろ実態に即した名前の方が適當ではなからうかといふような論議もございまして、かような名称におちついた次第でございます。

○大西(正)委員 今の御答弁の中に、未然にこれを防止するといふ言葉がございまして、私この未然に防止するといふことについて非常に疑問を持つのであります。民主主義の原則から行きますと、一体未然に防止するといふことが、すなわち濫用の危険を生むおそれはないか、政府としては、今おつしやられました通りに、防止法といふのはつまり予防法であるといふことを念頭に置かれて、そうしてその精神に立つてこの法案を立案されたものと思ふのであります。われ／＼の予想しておつたことが今御答弁によつて明確

になつたのであります。しかしさういふ考え方に立つといふこと自体が、非常に危険を含んでおるのではないかとわれ／＼は考へるのではありませんか。一体こいつた予防的な法律というものが民主主義国に防かぬか、それをお伺いしたいと思います。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。将来の災害発生の可能性、その危険に對しまして、一定の保安的な措置をして、これを未然に防止するといふ建前は、ただいま御質問のように、他面におきましてはきつめて危険なライオンであることはお説の通りでございます。従ひまして、その規制の原因、対象、手続その他につきましても、きつめて厳格な法律の規定をもつて、いやしくも濫用のおそれのない必要最小限度の措置を講ずるものなければならぬ。かような建前から第四條、第六條等におきまして、その他法案全体を通じて、規制措置に関する詳細な規定を設けてあるやうなわけであります。一定の犯罪をなすことを目的とする団体を刑罰をもつて取締る。結社法をつくりまして、結成、指導、加入を所罰するといふやうな行き方も、民主主義のもとにおいては絶対にいれられないといふ筋合ひのものでもない、ある点につきましてはいれられると思ふのであります。さらに行政措置をもつて危険な団体について所要の規制を加えるといふことは、先般来御説明申し上げました通り、外国の立法例におきましてもその実例があるのでござい

ます。

○大西(正)委員 先般来承りましたのは、今のアメリカのいわゆるマツカラン法、そのほか自由主義諸国にもござ

います。それとソ連あるいは中共における立法例、そういうものもあるものでありますけれども、自由主義諸国の、今のマツカラン法に於いても、本法が規定しておるやうな——濫用のおそれがわれ／＼から考へますと、非常にこいつた危険のある予防行為に於いて、このような規定をしていゝものは私どもの見解ではないと思ふのであります。しかしソ連とかあるいは中共は、これはわれ／＼の見解においては自由主義諸国ではない。そういう国々にこいつた事例があるといふことは、その国々の建前からいゝことと想され得るものであります。またさういふ立法が起り得るといふことも予想されるのであります。しかしさういふ国の建前に基いてさういふ予防的な

いゝ／＼の治安立法ができておりました。われ／＼はそれを手本にするわけに行かないと思ふのであります。むしろさういふものがかかるといふやうなことをわれ／＼としては反省をして、さういふ立法にならないやうにすることが必要ではないかと思ふのであります。今局長の言われました先般来の立法例といふのは何をさしておられるのでありましようか、伺いたいと思ひます。

○關政府委員 お答えいたします。ごく最近の立法例といたしましては、南阿連邦におきまして、破壊的団体を解散し、さらにこれに對する同調団体に對しまして、司法大臣が解散の指定をなしたといふやうな立法例があるわけでありま

かといふことが問題だと思ひます。それらの点につきましては、各條に入つて行きましてからいづれお尋ねいたしますが、一応われ／＼は、この法案の題目に示されておるがごとくに、予防立法をしよう、さういふ建前に立つておる政府の考へ方自体非常に危険だ、さういふ頭が非常に危険だといふことを痛切に感ぜざるを得ないといふことを申し上げておきたいのであります。

次に第一條でありまして、この第一條の後段に「かかる破壊活動に関する刑罰規定」といふ言葉がありますが、この「かかる」といふのは一体何をさすのでありましようか、御説明を願ひたいと思ひます。

○關政府委員 お答えいたします。この「かかる破壊活動」と申します「かかる」は、その前にあります「暴力主義的破壊活動」なのであります。

○大西(正)委員 「暴力主義的」だけにかかるとありましようか。この第一條は、仄聞するところによると、例の第一次ストの前におきまして、政府と労働団体との交渉によつて、「団体の活動として」といふ言葉が新たに入つたやうに承つております。元の案においては「団体の活動として」といふ言葉がなくして、單に「暴力主義的破壊活動を行つた団体」云々といふことで、またそれを受けて「かかる破壊活動」といふことになつておつて、その後においてこの「団体の活動として」といふ言葉が入つたと思ふのであります。さうしますと、文章の行き、あいからいたしまして、「かかる」は「団体の活動として」といふことも受けなければならぬといふことになりはしないでしょうか。その際にさうい

ことまでお考えになられたかどうか。
○關政府委員 お答えいたします。この第一條の「かかる破壊活動」は「暴力主義的破壊活動」だけを意味しておられます。

○佐瀬委員長 団体に対する犯罪能力というか、犯罪性というものは、この規定においては確認したのではないということになるわけでありませうか。政府委員の御答弁を煩わしいと思ひます。

○吉河政府委員 さようであります。「暴力主義的破壊活動」という言葉を繰返して重複することを避けまして、「かかる破壊活動」という表現をいたしたわけでありませう。

○大西(正)委員 それでは日本語といたしましてきわめてまずい書き方であると思ひます。が、しかし政府の御所見はわかりました。そこで「暴力主義的」ということであります。が、一体「暴力主義的」という言葉は、団体等規正令にはそういう言葉が使われておつたようでありませうが、それ以外に何か「暴力主義的」という言葉を使われた事例がわが国の法制上にあるかどうか。第二には、「暴力主義的」とはいかなることを意味するか、これを伺ひたいと思ひます。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。お尋ねの通り、「暴力主義的」という言葉は、団体等規正令に使われただけでございませうが、暴力の行使というやうな言葉は他の労働関係の法律に出ております。「暴力主義的」と申すのは、一般に暴力によつて目的の実現をはからんとするやり方をいうのでございませうが、特に本法におきましては、政治上の目的を暴力をもつて貫徹せん

とするがごとき行き方を大体を申し上げるのであります。

○大西(正)委員 「暴力主義的」という言葉はあとにも出て参りますから、いづれその際にもつと詳細に質問をしたと思ひます。

次に第二條であります。が、われ／＼の見解では、第二條は当然のことであつて書く必要がない、書いても書かないでも同じだと思ひます。しかしながら、第二條第一項におきましても「調査」、第二項においても「調査」となつておりました。その他の政府の行為、つまり捜査その他の行為については何らの規定がございませうが、それは何らかの意図をもつてこれに入れられなかつたのか。入れられなかつたとなれば、どういふ意図をもつて特にそれをはずされたか、それを伺ひたいと思ひます。

○關政府委員 お答えいたします。お尋ねは、捜査等の行為についてなぜここに入れなかつたかという御趣旨と拝承しますが、犯罪の捜査につきましても、すでに刑法、刑事訴訟法その他の犯罪捜査の關係法規が制定されておりました。すべてその規則に従ひまして行はるべきものであるわけでありませう。すでにそういう完全な立法がなされておるのでありますから、従ひまして第二條のごとき規定の中に、特にその基準として掲げる必要がないものと考えまして、あげなかつた次第であります。

○大西(正)委員 冒頭に申し上げましたように、われ／＼の見解では、この第二條がなくても、第二條の趣旨は当然守られなくてはならないものだと思うのです。にもかかわらず、こ

うのを入れたはどういうわけであるか。それが前提になつておりますので、他の法令にどういふふうになつておるかとは別問題といたしまして、この法全体の中には犯罪捜査も犯罪に関する規定もあるからして、犯罪捜査に関する政府の行動もこれに関連して来るのであります。にもかかわらず、必要でないのを特に第二條に掲げて、そうしてその必要でないことを全部書くならばまだいけれども、「調査」だけを特に取上げて書いたということは、一体どういふことかというところをお尋ねするわけでありませう。

○關政府委員 お答えいたします。第二條の規定は規制及び規制のためにする調査の基準でありまして、私どももいたしましては、この規定は單なる訓示規定ではないと考へておるのであります。規制及び規制のための調査は、すべてこの基準に従つて行ななければならぬのであります。もしこの基準の必要かつ相当な限度を越えたというやうなことになるものと、それは裁判所によつて訴訟をもつて争はれる事項だと思ひます。捜査行為などにつきましては、刑事訴訟法によりまして、あるいは当該裁判所にその訂正を求めることができるとか、各種の十分な救済規定もすでにございまして、特にかような基準を設ける必要がないほど完備されたものでありますから、この基準は、規制及び規制のための調査だけに限定した次第であります。

○大西(正)委員 今、これは訓示規定ではないとおつしやいましたが、訓示規定でないところのこの第二條に違反した官憲の行為については、それを処罰するというやうなことがこの法律の

中には全然現れておりません。今のお答えの中に、捜査に關してはいろいろの救済規定があるというやうなお答えも含まれておつたと思ひます。が、答へます。それはなるほど刑事訴訟法の他もございませう。これはこの本法と関連してまだ十分だと思ひます。であります。が、それは別といたしまして、捜査については、かりに、今申されました刑事訴訟法のやうなものがあつて、官憲の行為について濫用をしないやうな一応の保障があるとする。しかるにこの調査については第二條といふものがあるだけであつて、しかもそれは強行規定だとおつしやるけれども、あやまつて濫用した場合に、その係官が一体どういふ処罰を受け、あるいは國家はどういふ補償をするのか、そういう点については何らの規定がないじやありませんか、この点について承りたい。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。ただいま他の政府委員から御答弁申し上げましたが、第二條は、規制及び規制のための実質的な基準を規定したものであります。が、刑罰の規定ではございませう。そこでこれが濫用の場合に対しましては、一般の場合と同様、公務員には懲戒の制度もあり、職権濫用に對する規定もあり、それから國家賠償の規定もございまして、これらの諸制度によりまして十分救済し得るものと考えております。

○大西(正)委員 それだけで十分に保障し得るというところのお考えならば、まことに十分なお考えといわなければならぬと思ひます。この法案全体を見ますと、國民の權利、しかも憲法の規定している權利を――こ

の第二條にもありますように、思想、宗教、集会、結社、表現及び學問の自由並びに労働者の団体行動をする權利、その他の憲法に規定されている權利、旧憲法ならいざ知らず、新しい憲法に特に重大な權利として規定されているその權利を制限しようというのであります。しかもその制限に触れた場合には、その行動に對しては、重大な規制をするともに、この法案によつて特別な犯罪規定を設けて、一般刑法におけるよりもさらにそれを加重した罪に処しようとしておる。國民に對しては重大な義務を課するにかかわらず、官憲はこの法案によつて特別の義務は何ら負わなかつたことか、片手落ちではございませうと思ひます。その点についてこれで十分だと思ひます。が、それを伺ひたいと思ひます。

○關政府委員 御質問の点は、現在國家の法律制度といたしまして、國民に對して各種の不利を付する行政処分があるわけでありませう。たとえば法人の解散であるとか營業免許の取消しであるとか、國民に對し重大なる不利を付する各種の処分があるわけでありませう。それらに對しましては、一般的に民事的な問題としましては國家賠償法があるわけでありませう。また刑事的な問題としましては、刑法百九十三條の一般公務員の職權濫用罪、その百九十四條以下の特別公務員の職權濫用罪、この二種類の刑事的な規定があるわけでありませう。そのほか國家公務員法上の処罰として懲戒の制度があるわけでありませう。全体がかような國家全体の法的組織となつておりまして、その中におきましてこの行政処分を行う

公安調査官の職務権限などを包括いたし、ましてさらに新たな職権濫用罪を制定することは相当でない。やはり既存の今申し上げたような各種の現行制度の線に乗ってその責任を問うのが妥当であると考えまして、特別なところの職権濫用罪の規定は設けなかつた次第であります。

○大西(正)委員 いくら追究しても、これで十分だとお考えですから、今われわれがいかに言つてもそのお考えをお直しにならないと思う。けれども一方においてこういう国民の権利に重大な制限を興える、また重大な義務を課する法律をつくりながら、他面においては官憲に対してはこれに相当する義務を課して、それに違反をした場合において官憲を処罰する何らの規定を置かないということとは、はなはだ片手落ちなことだといわなければならぬと思ふのであります。おつしやいました国家賠償法にしても、無過失損害賠償の制度はそれには許されておらない。そういう面と、あるいは刑事補償法の問題につきましても、この法文の中にそれを書かれないとしても、そういうものをこれに関連して改正をする、修正をするというお考えでもここで示していただければならぬ、あえてこの法律の上にでなくとも、われわれはあはる意味において満足し得るかも知れません。そういうお考えもないとすればいたし方ないことだと思ふのであります。が、そういう点はいかがでしようか。

か、あるいは新たな職権濫用罪を制定することは相当でないと考えておる次第であります。

○大西(正)委員 調査に關して、あるいはまた捜査についてはこれには書いてないけれども、他の法令によつて不當な濫用をやつてはならない、これは当然なことではあります。一体この法律を運用するにあたりまして、その調査に當ります調査官は法務總裁のもとにあるのであります。が、捜査官たる警察官、そういうものは法務總裁または検事の指揮に服するものであります。すなわち法務總裁または検事は、警察官に対してこれを指揮する現在いかなる権限がありましようか、その根拠とともにお示し願ひたいと思ひます。

○關政府委員 公安調査庁は法務府の外局でありまして、外局としての権限は、国家行政組織法によつて定まつておるわけでありまして、もちろん法務總裁はこの規定の建前上、公安調査庁長官を指揮することができるのであります。公安調査庁の長官は、検察庁の検事の指揮は受けないのであります。

○大西(正)委員 一般の警察官に対する指揮はどうなりますか。

○吉河政府委員 公安調査庁長官並びに公安調査官は、警察官に対して指揮命令する権限を持つておりません。

官に對しましては、法務總裁並びに検事はどういふ指揮権を持つておるか、またその根拠はどうかということになります。

○關政府委員 それは純然たる犯罪の捜査になるわけでありまして、すべて刑事訴訟法の規定に従つて律せらるべきものであります。従つて檢察官と警察官との關係も刑事訴訟法の規定するところに従つて律せられるのであります。

○大西(正)委員 現在は私よく知らないのでありますが、昔は警察官職規範のようなものがありましたが、これにかわるべきものは今どうなつておりましたか。

○吉河政府委員 現行の刑事訴訟法によりまして、昔と違ひまして、検事は犯罪の捜査につきましては、個々の事件すべてにわたつて警察官を指揮命令する権限を持つておりません。警察官に對しましては一般的な準則を定めましてこれを指示する。捜査は二本建になつておりまして、第一線の警察官がまず自主的に捜査をする。検事はこれに對してみずから捜査をやる場合におきましては、警察官にその補助を求めることができるとありますが、それ以外につきましては一般的な指示を與える。この指示につきまして、ただいまお尋ねのような職務規範のようなものがつくられることと思ふのであります。が、まだできておりません。

も、一体法務總裁はそんなことができるとは思ふ。

○關政府委員 ただいま御説明しました警察官に對する一般的な指示というものの中には、事件全般に對する一つの一般的な取扱いの心構えなどを指示することは当然含まれてゐると思ふのであります。また警察官の教養訓練につきましては、總裁が警察に對つて命令することはもとよりできないのであります。が、この事柄の重要性にかんがみまして、警察の当該の方々にさうなことの希望を述べて、さうしてそちらの方に教養訓練に力をいたすようにお願いするといふようなことは、国家行政の上から見て、私は可能であると思ふのであります。またそれを受けた警察の方におきまして、事柄の重大性にかんがみまして、さうな措置をとつていただけるものであるかと、私も考へてゐる次第であります。

○大西(正)委員 そこで法的には、何れも法務總裁並びに検事は警察官に對して、一般的なさういふ指示とか指揮をする権限はないのであります。が、その警察官の末端による人々が、この法律を濫用するおそれがないといふことは、法務總裁によつて保障することができないじやないですか。

○吉河政府委員 お答えを申し上げます。一般的な指示は、検事から警察官に對して、発することができるといふことではない、それはあえて職務規範といふような形だけに限るわけではございません。たとえば本法案に規定されているような教養、扇動といふような犯罪事件の処理につきましても、一般的な指示は、検事から警察官にできる

わけであります。さうな措置は、また法務總裁が検事長にも勧告できると考へております。

○大西(正)委員 それは拘束力を持つのであります。か、さういふ権限があるのであります。

○吉河政府委員 現行刑事訴訟法第九十三條に、「檢察官の司法警察職員に對する指示指揮」といたしまして、一、「檢察官は、その管轄区域により、司法警察職員に對し、その捜査に關し、必要な一般的指示をすることができ、この場合における一般的指示は、公訴を實行するため必要な犯罪捜査の重要な事項に關する準則を定めるものに限られる。」次に第二項といたしまして、「檢察官は、その管轄区域により、司法警察職員に對し、捜査の協力を求めるため必要な一般的指揮をすることができ、先ほど御説明いたしました通りであります。

○大西(正)委員 一応その点は了解いたしました。が、しかしながら、あとで各條についてお尋ねをいたしますけれども、この法案は冒頭に政府の御答弁がありまして、予防的措置をしよう、さういふ建前のもとに、またさういふ構想のもとに立案された法案であり、また第二條に特にさういふ、必要でもないと思はれるものを挿入をした、そこに政府当局としても、逆にその反面を考へるならば、濫用されるおそれがあるといふことを十分に考へられておることと思ふのであります。そこでこの濫用の問題につきましては、さらに法務總裁が御出席なられた際には、もつと私はつっ込んでお尋ねをいたしたいと思つておりますので、第二條はこの程度にとどめておき

第三條に移りまして、ここに再び「暴力主義的破壊活動」という言葉が出て参りますが、この「暴力主義的」ということは、たとえば今日資本主義とか社会主義とか、あるいは共産主義とか、そういった言葉は、学問上においても、また常識上におきましても、一応確定した固まつた概念と観念を持ち得るのでありますけれども、一体「暴力主義」という言葉に、そういう今申し上げました観念があるものでありましようか、また政府はどういうふうにお考えになつておるのでありましようか、重ねて伺いたいと思ひます。

○關政府委員 お答えいたします。ここに「破壊活動」の形容詞的な意味で「暴力主義的」という言葉を使ひしたのは、広く「破壊活動」という言葉の中には、あるいはスパイ行為であるとか、あるいは虚偽の風説を流布して経済を攪乱するとか、各種の行動が考えられるわけでありまして、そのうちで特に暴力を行はして、暴力を以てこととして事を達成せんとするもの、かようなものを今申し上げました「暴力主義的破壊活動」の中から特徴づける意味におきまして、これを「暴力主義的破壊活動」と呼称した次第であります。しかし「暴力主義的」ということは、別に今御指摘の、資本主義であるとか、あるいは共産主義というような意味の固定したものではありませんが、たとえば暴力行為等処罰ニ関スル法律ないしは労働組合法第一條第二項の中の「暴力の行使」というような用語例もありまして、かようなふうにご言葉を用いることが、全体として観念が明確

になるというふうな考えまして、かような表現を使つた次第であります。

○大西(正)委員 そこで規制の請求をします際に、一体どういふ請求文になるのでしょうか。つまり「暴力主義的」ということが、規制の原因たることの一つの構成要件になるのか、また罪の面におきましても、「暴力主義的」ということが、暴力主義的破壊活動からなる犯罪の構成要件であるかどうか、それを伺ひます。

○關政府委員 規制の請求については、第十九條に書いてあるものであります。「請求は、請求の原因たる事実、第四條第一項又は第六條の処分を請求する」と、その他のことは公安審査委員会のルールで請求の記載事項を定めたいと思ひます。第四條の団体活動の制限に因りたる事実」とは何かということになります。第四條の団体活動の制限規定でありまして、第四條の暴力主義的破壊活動を行つた団体、従ひまして第三條第一項に掲げた内容、ここに記載主義的破壊活動の内容を、ここに記載し、さらに第四條の條件に該当するようない、そういうおそれがある活動の内容を一応ここに記載するということになります。ここに相なると思ひます。この用語は、暴力主義的破壊活動」という用語は、必ずしも必要ではないと考へるのであります。

○大西(正)委員 そういたしますと、一体「暴力主義的」という言葉がこの法文の中で必要なのではないですか。

○關政府委員 お答えいたします。この全体の法律の構成におきまして、第三條の第一項のこの行為をどういふ表現で表わすかという点は、何か一括して表現を一つにした方がよろしくはないかというところは、立法技術上せひともさうにいたすことが得策であるわけでありまして、この一項にいろいろ行為があつてありますが、それを一括してある一つの表現を使いまして、そうしてそれを各種のところで利用するといふことは、立法上せひともかようにいたさなければならぬのであります。それからその一括した表現をいかにある言葉をもつて表わすかという問題であります。私は今まで説明いたしたごとく、第一項の各種の行為から見まして、「暴力主義的破壊活動」という表現は、内容を適当に表現している言葉であると思つておるわけであります。

○大西(正)委員 私はここに一つの混乱がありはしないかと思ひます。この法文の全体に必要な言葉として、今の構成要件その他に当てはめるといふ意味からいへば、何も「暴力主義的」といふことだけだけで十分ではないかと思ひます。にもかかわらず、「暴力主義的」といつた、きわめてあいまいな、熟さない、しかもその奥に漠然とした何ものかを感じるような、こんな言葉を持つて来たところ、政府の腹の中にある一種の想定があるのではないかと、もしありとすれば、そういうものをもつと明確に出したならば、この法案が目的とするところがむしろ明確になつて、そうしてある意味においては、いらない不安を国民に與えないということがあり得ると思ひます。マツカラン法によりまして、いろいろとそれの取締りをする対象について、これをその第二

條に明記をして、そうしてそういう団体がいかに危険であるかということ

を証明しておる。そういう手続をしないのでこの法律を出して、しかも「暴力主義的」といつた、何か漠然としたものを感ぜさせるということが、はたして妥当であるかどうか。暴力主義を追究するならば、マツカラン法のごとく明快でありたいというのが、われわれの感じでありまして、この点については何かお考えがあらましようか、なければつこうであります。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。ただいま申し上げました通り「暴力主義的破壊活動」という言葉は、立法技術上設定した総括概念でありまして、その内容は第三條に明確に規定いたしております。これ以外のものではございません。従つてこの概念の裏に底意はないのであります。

○大西(正)委員 一応その点は打切りまして、第三條の個々の点に入ります。これは第一項の一号のイによりまして、これは罰則の第三十七條以下と関連をいたしますが、刑法第七十七條その他に規定しておる行為をなすこと、こういうふうになつておるのであります。そうしてロに「この号イに規定する行為の教唆若しくはせん動をなし、かようになつておるのであります。これも罰則に關する第三十七條以下に同じような用語になつておるので、関連をいたしますが、前会たしか他の委員からお尋ねがあらました際に、たとえば内乱に關しては、附随隨行に關する罰則といふものは、政府は考へないのだという趣旨の御答弁があつたと思ひます。しかしこの法文の中からおける教唆、煽動は、それ自体独立罪

どうかということがきわめて疑問だと思ひます。ありますが、何ゆゑにそうなるか、それをお伺ひしたいと思ひます。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。教唆といふ、煽動と申しますが、これは特定の犯罪構成要件の履行を教唆し、煽動するといふ建前になつておることは、従来刑法上の既成概念として申し上げるまでもないこととてございす。騒擾、内乱等におきまして、いろいろ処罰の要件としまして、実際に騒擾事件、内乱事件が起きた場合に、それに参加する参加者の行為の態様に、よつて処罰を受けておりますが、構成要件としては、多衆が集まつて暴行脅迫をなすということが、騒擾罪の構成要件になつております。内乱罪につきましても、朝憲紊亂の目的をもつて多衆が暴行脅迫をする、暴動を起すといふことが、構成要件になつております。この構成要件を教唆し、構成要件該当の履行行為を教唆し、煽動するといふことが、煽動、教唆に當るものと考へておるわけであります。

○大西(正)委員 政府の御見解は十分にわかりました。そこでロに規定しております「行為の教唆若しくはせん動をなし、かようになつておるのであります。このロに規定しておる行為の教唆または煽動といふのと、それから第六條の第一項の第二号にありまところの「人を教唆し、若しくはせん動して、これを行はせた団体」となつておりますが、この用語の相違を御説明願ひたいと思ひます。

○關政府委員 お答えいたします。第三條第一項の一号のロと第二号のイにおける教唆、煽動は、それ自体独立罪

○關政府委員　お答えいたします。この「行わせた」というこの言葉におきましては、第三條第一項に掲げる各種の暴力主義的破壊活動を行わせたということに相なるわけであります。各條文の關係において考えなければならぬ問題だろうと思つております。たゞとて言いますならば、予備または陰謀というような一つの構成要件の事実を考えてみますと、それだけで「行わ

うこととは別問題として、そういう概念があり得ると思ふのであります。そこでこの「行わせた」ということは、その実行に着手をして未遂で終つたものも含むのか、既遂にならなければならぬのか、それを伺つておるわけがあります。そこで既遂でなければ規則の対象となるべき行為とは考えない、こういう御趣旨だと伺つてよいのでありますか。

て、間接的に他の国を侵略する。しかしそれは武力による侵略の一種であるというふうに考えられる。そういう場合に刑法に規定する第三章の外患に關する罪というのは、われ／＼の法律常識をもつてすれば、そういう間接侵略というものはこの外患の罪に該当するとは一応考えられないのであります。しかしそういつた外国と通謀したという事実が明白であつて、その外国との

独立のものとして考えておるのでございますから、その結果が発生をしない前に、教唆自体として、あるいは扇動自体としてそれは規制の上の調査の対象になり得るわけであります。そこで一体その教唆並びに扇動がイに規定しておる行為の教唆であり、扇動であるということはいかなる証拠によつて御認定になるか。また捜査を発動するについては、どういう資料に基いて捜査

○大西(正)委員 それでは、たとえば非常に物騒な連中といいますが、そういう連中が集まっているところへ行つて、その物騒な連中に対して、その集会者ではないのでありますが、それらの集会しておる者に対して、他の集会者でない者が、たとえば吉田内閣をぶつつぶせというふうなアジ演説をやつたとしますと、それは一体そういうおそれのあるものとみなされるのであり

ましようか。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。吉田内閣を打倒せよというごとき言動が、内乱の朝議案に該当しないことは、御承知の通りだと考へるものであります。かような捜査の端緒の問題につきましても、嚴重に職員を訓練して、あやまちのないようにいたしたいと考えております。

○大西(正)委員 先般公聴会におきましての公述人の陳述の中にも、思想としてのものは、大体扇動的なものだ、それは不可欠のものだ、こういうふうなことを述べられた方も、一、二にとどまらなかつたのでありますが、飛び飛びになりましても、二号との関連におきまして、たとへば新聞が政府の施策について、この間のメーデーのときの暴動に関連して、かりに、ああいうような場合に、もし政府の施策がよろしきを得ないならば、ああいつた暴動が今後も引続き起らないとは限らない。あるいはまたロシア革命のようなものが、政府の施策がよろしきを得ないならば、日本においても起らないとは限らないというふうなことを、社説に書いたとしますと、それは一体どういうふうな取扱ひになるでございましょうか。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。さような設例のごとき事案は、單に意見を述べるものであります。本法にいう教唆にも扇動にも該当しないものと考へております。普通社会活動の部面におきまして、その活動の有力な方法として、宣伝、扇動というような方法が行われる、これが非常に強力な方法として使われている、こういうような扇動と、本法にいう扇動とは、

おのずから意味が違ふのでございまして、本法におきましては、あくまで特定の犯罪の実行の決意を助長し、あるいは決意を抱かしめるような刺激を與えるものでなければなりません。さように考へております。

○佐瀬委員長 その刺激を與える場合に、なお執筆者の意図、目的、主観といったようなものは、どういう影響を與えるのか、その点についての政府の見解もこの際承つておきたいと思ひます。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。もとより教唆といひ、扇動といひ、これは人間の行為であり、實際にこれを受ける側にそういう犯罪を実行する決意を抱かしめるという目的をもつて、さような行為をするという場合に扇動罪が成立するものと考えております。

○大西(正)委員 では今のようなことを書いた新聞をかりに持つておつて、そうしてあのメーデーのような、群衆がたたくさん興奮状態に陥つているときに、その新聞を示して、やつたらどうなりましようか。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。この通りやれというふうなことが加わつてない、ただ意見を述べるというふうな場合には、扇動には当たらないものと解釈しております。

○大西(正)委員 この設例が十二分でないかも知れませんが、吉河局長はそう仰せられておりますけれども、しかしながらその新聞をもつて末端の警察官なり取締官が、これが破壊活動の扇動だとして取締りを開始し得る危険がないということは、全然言い切れな

いのじやないかと思ふのであります。先般公述人がいふ言われております二、三の事例をここで繰返すまでもないことでありますが、現在までの実績においては、さういつたものも、警察官が、それが危険な行為であるという認定のもとに、捜査を開始した事例は多々あるものであります。さういふ危険がないといふことは、吉河局長の善意は信ずるといたしまして、しかしながら取締官が、熱心なやりかどにか知りませんが、さういふことになり得ることは、しばしば現実にあるのであります。それならば、そこに非常な危険性を認めなければならぬ、認めざるを得ないのであります。でありますから政府当局において教唆並びに扇動、さういつた危険性を含む扇動行為をこの法案に規定されたに於いては、それ相当地の理由もあらんごさいまし、それが、その半面に、さういつた危険性の存在しておるということに於いては、全然そんな危険がないとお考えであるかどうかを、一応承つておきます。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。終戦以来の立法例でも御承知のことと思ひますが、「そそのかし」「あおり」あるいは「扇動」といふような独立罪の規定が多々あるものでございまして、特にまたこの法案におきましてもお話の通り、一般の指示を與えて十分に周知徹底をはかることはもとより必要であり、また警察官の教養をいたしまして、十分にさういふ点について深い理解と教養を持たせることが必要であると考へております。

○大西(正)委員 吉河局長の善意を私はあえて疑うわけではありませんが、しかしながら昨年未だ高知県で知事選挙が行われた。そのときに自由党の候補者と、さうでない候補者たちが争ひまして、自由党の運動員は中央からも來られたのであります。自由党でない候補者に対してこれを赤だといふことを全県下にわたつて演説してまわつたことは、これはもう周知の事実であります。さういふふうには、自由党を別に非難するわけではございませんが、今の政府、與党に属しないところの候補者といふものは、全部赤だといふふうなことを現に主張しておる。また吉田総理大臣も、三月十七日の第六回の自由党の臨時大会であります。反対党は建設的意見を出さず、いたずらにわが党の政府を批判し、民心を惑わせているが、はつきりいへばこれは共産主義の手に乗つていふか、またはその手先である。さういふことを言うておられる。真意に出たものかどうか知りませんが、しかし政党は反対党を批判するものが当然の任務である。それをしない反対党なんというものはあり得ない。それが最も大切な任務であるが、批判をすることそれ自体が共産党の手先である、そしてその手先にあらずんば、共産党の手に乗つておるのだ、さういふふうな頭を持つて政府がこの法案を運用する際においては、私は恐るべき結果を招来すると思ふのであります。またさういふおそれがないと私は言えないのであります。現実には選挙戦においてさういふことがあり、さうしてまた当の総裁がさういふ考えであられるといふことになると、濫用されるおそれなしといふことは、なか／＼

われ／＼は納得しがたいのであります。特にこの点については吉河局長の善意と御見解にもかかわらず、われわれはわれ／＼のおそれを承解するわけには行かないといふことを申し上げておきたいと思ふのであります。それから同じことではあります。そのあとにありましますところの文書、図面の印刷頒布、公然掲示あるいはまた所持といったことについても、さういつたおそれ、私は多分にあると思ふのであります。そこで一応お伺ひしておきたいことは、文章の点に關しまして、この法案の以前には、「この号」に規定する行為の実現に資するため」となつておつたに承知しておりますが、それを實現を容易ならしめるため、「さういふふうには改められたのは、さういふ御意図であるか、その点をお伺ひします。

○吉河政府委員 お答えいたします。法案の中間段階におきまして使われた用語についての御質問でございまして、「資する」といふ言葉は一般になかなか理解しがたい言葉であつて、これを役立てると解釈いたしますが、非常に理解しがたい言葉でありますので、内容を明確にするために、わかりやすくするために、「容易ならしめるため」といふ言葉にかえました。これはさういふ行為をする人たちが持たなければならぬ目的を規定したものでございまして、さういふ目的のために行われた行為のみを取上げるという書き方になつております。

○佐瀬委員長 「實現を容易ならしめるため」といふふうには限定された結果、ここに含まれる行為は、刑法でいうならば、いわゆる補助の觀念に含ま

れるものと思ふのでありますが、これに対する政府の御見解はいかがでしようか。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。刑法における補助の概念は、主観的要件と客観的な要件と二つながら合致して実現される行為であります。ここで規定したとおりです行為の実現を容易ならしめるため、文書、図画を印刷したり頒布したりする行為について要求されるものは、主観的要件でございます。

○佐瀬委員長 ただいまの御答弁によると、文書活動における主観的要件という御説明のようであります。さういふ趣旨でありますか。

○吉河政府委員 さようでございませう。

○大西(正)委員 刑法においては客観的並びに主観的要件であるが、この第三條においては、主観的要件だ、さうおっしゃるのですか。

○吉河政府委員 ただいま委員長から補助のお話が出まして、補助とは特定の犯罪実行行為を容易ならしめる意図を持つて、容易ならしめるような實際の助けをすることであると考へておりますので、ここではさういふ文書、図画を印刷頒布する行為者が、行為の実現を容易ならしめる意図を持つていなければならぬ、目的を持つていなければならぬというので、しほりがかかつておるわけでございます。そのしほりは主観的要件としてしほりがかかつておるわけでございます。

○大西(正)委員 そうしますと、客観的には、その文書、図画のさういふおそれ人が人によつてあるのではないと見得る場合でも、主観的要件があればこの口

に該当する、一応さうなりますか。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。客観的な要件は、実現の正当性もしくは必要性を主張した文書でなければなりません。これ以外の文書であつてはなりません。さういふ文書を印刷したり、頒布すること、その行為自体で罰則に觸れるものではありません。その行為者がその半面主観的に行為の実現を容易ならしめる目的を持つていなければならぬのであります。

○大西(正)委員 客観的要件は、実現の正当性もしくは必要性を主張した文書、この中に含まれておるとおっしゃいますが、これは実現の正当性もしくは必要性を主張したというだけで、その文書を作成または頒布しておる者が、その文書に書かれておることの實現の正当性もしくは必要性を主張したにすぎないのであつて、実現されるかされないか、あるいはある、あるいはない緊急にその場で実現されるかされないかの客観性とは、別個のものであると思ふのであります。どうでしょう。

○關政府委員 お答えいたします。この口の「又は」以下のことであります。これは二段にしばつてあるわけであり、その第一は「この号に規定する行為の実現を容易ならしめるため、さういふことがその行為者の意図になければならぬわけであり、さういふ「容易ならしめるため」という考え方をもちまして、「その実現の正当性若しくは必要性を主張した文書」——これはその文書自体を持つておる人が書くというところは要件でない、何人が書いたものでありまして、その内容自体におきまして、内

乱の實現の正当性もしくは必要性を主張した文書、さういふものを印刷するとか、あるいはこれを頒布するとか、あるいはこれを公然掲示するとか、かような行為を規定したものであります。要するに、その行為者が、内乱の行為の實現を容易ならしめるため、さういふ考えのもとに内乱の正当性もしくは必要性を主張したその文書を頒布するとかあるいは公然掲示する、かような行為がこの口の規定であるのであります。

○佐瀬委員長 先般の公聴会において、委員長の間で對し團藤教授は、この「又は」以下の文書活動は扇動の範疇に属するといふ意見を發表されております。この「せしめ」と「その」以下の文書活動はさらにこれを合せて刑法にいわゆる補助に該当するものではないかといふ解釈もあると思ふのであります。その点に對する政府の御見解はいかがであるか、この際承つておきたいと思ひます。

○吉河政府委員 お答えいたします。刑法に規定してあります補助は、実行行為を補助する行為でありまして、実行行為に接して、その実行行為を補助するといふ行為でございます。ここに規定しております行為の實現を容易ならしめる目的をもつて、實現の正当性もしくは必要性を主張した文書を印刷したり頒布したりする行為は、直接実行行為を補助する行為ではないと思ひます。

○佐瀬委員長 政府の意見は一応それとして承りました。おきまつて、

○大西(正)委員 さういたしますと、この「又は」以下のこの規定

はきわめて広汎なものになるのであります。これが實際の面におきましては、非常な濫用の危険を招来するものと、言わざらんと欲しても言わざるを得ないのであります。私はまことにこの口については、さらに十分に考えさしていただかなければならない。これをこのまゝのみにすることは、さういふできない問題だと思ふのであります。

時間が大分おそくなりましたが、第二の……

○關政府委員 なおこの口の問題について重ねて御説明をいたしたいと思ひますが、「實現の正当性若しくは必要性」といふことは、扇動とは異なつたものであると私は考へておるわけでありまして、それは扇動はあつて、さういふ行為が、その實現の正当性若しくは必要性を主張するといふことは、あることは違つた行為であると思ふのであります。さういふ今日現下の事態におきまして、たとへて申しますならば、このおける行為の内容たるや、内乱といふきわめて重大なる犯罪であるわけでありまして、かようなことの實現の正当性もしくは必要性を主張するといふこと、このことはきわめて危険なる行為であると私は考へておるわけでありまして、現下の事態にかんがみまして、かような行為はやはり公共の安全を確保する意図におきまして、これに必要な規制を加へ、あるいはこれに犯罪として新たに処罰規定をここに設けるといふことは、公共の安全を確保する上に、まことに万やむを得ざる措置であると考へておるわけでありまして、

○大西(正)委員 御説明がありましたけれども、一向納得ができないのであります。われわれはむしろこれが濫用されて、真に国を憂へ、社会を憂へて、その憂えるの余り出て来たその表現の自由に對して非常な制限を加へ、しかもそれらの人々に對して捜査官ないし調査官がある何らかの成心と主観的な構想をもつて、その構想のもとに、それらの人々の行為に對して取締りあるいは規制を行はんとすることが行われ得る面が、多分にあるといふことをおそれざるを得ないのであります。であつて、その点を私は申し上げておきまして、次に移りたいと思ひます。

○佐瀬委員長 なお委員長として、その点について申し上げておきたいのであります。敬愛及び扇動の独立性を認めるかどうかは別問題といたしまして、かつて戦時刑事特別法におきまして、国政変乱罪という規定を設け、その中で扇動と補助を並べて規定しておりました。この戦時刑事特別法と、ここに破壊活動防止法という扇動及び補助とは概念が違ふかどうか、これもかなり重要な問題であると思ひますので、政府で十分御検討願つた上、適當な機会に研究の結果、御見解を御発表していただきたいと思います。

次に移ります。大西委員。

○大西(正)委員 第三條の二の冒頭に關しまして、まだお尋ねしたいことがありますが、これはまた日を改めていたしたいと思います。ただ二の号の中に「凶器又は毒劇物を携へ、多衆共同して」といふ規定がございます。凶器または毒劇物を携へておる者と、携へておらない者も場合によつてはあり得るであつて、さういふ

が、それらの関係につきまして——第三條は、団体としての行動を規定しておるのでありますから、さほど問題にならないかもしれません、しかしながら罰則としての第三十九條の第三号においては、携えておる者と、携えない者について一体どういうことになるのか、これは非常に問題になるだろうと思うのでありますが、その点はいかがでしょうか。

○關政府委員 お答えいたします、第三條第一項第二号の「凶器又は毒劇物を携え、多衆共同してなす刑法第九十五條に規定する行為」かように相なつておるのであります。そうしまして、今度第三十九條におきましては、「凶器又は毒劇物を携え、多衆共同してなす刑法第九十五條の罪」の予備、この罪の陰謀、この罪の教唆、扇動ということに相なるのであります。従いまして、たとえば扇動行為について見ますならば、凶器または毒劇物を携えて多衆共同して刑法第九十五條の罪を犯し、表現は熟しておりませんが、要するにそういうことを扇動し、または教唆するということに相なるわけでありまして、また予備と陰謀は、要するにここに規定するような凶器または毒劇物を携えて、多衆共同してなすこの罪の予備、陰謀ということに相なるのであります。従いまして、お尋ねのような事例におきまして、要するにその予備または陰謀というようなことは、やはりこういう凶器または毒劇物を携え、多衆共同してなす、こういうような要件それ自体の予備または陰謀というふうな考えているわけでござい

○大西(正)委員 その予備、陰謀まで

お尋ねしておるのではないのでありまして、この要件は凶器または毒劇物を携えておるということ、それから多衆共同しておるということ、これが刑法第九十五條に対する特別要件であると思ふのでありますが、その際に毒劇物や凶器を携えていない者も、一体この第三十九條の刑罰に触れるのであります、どうなりますか。

○吉河政府委員 お答え申し上げます、實際に凶器または毒劇物を携えたり、多衆共同して公務執行妨害をなした者については、本法案におきましては、公務執行妨害罪の規定をもつて処理する。これは刑法の規定に譲りまして、こういう行為を予備、陰謀、教唆、扇動する点につきまして、補充的に罰則を規定しておるのであります。

○大西(正)委員 その点はわかりました。そうすると、いわゆる本犯については別にこういう要件はいらないということになるのですか。

次にこういう場合はどうでしょう。第三條の二号の「多衆共同して公務執行妨害をしたのであるが、たゞ、そこに団体外の者が凶器、毒劇物を携えて、それに参加して公務執行妨害をやつた」というような場合に、その団体は規制されることになるのでしょうか。

○關政府委員 お答えいたします。団体が、団体といたしまして、たとえば警察に対して公務執行妨害をした、そのときに団体自体としては凶器も毒劇物も何にも持つていなかった。ところがたゞ、それにはかの者が加わつた。その加わつた者が凶器または毒劇物を携えたというような場合は、全然

このリに該当する行為とは考えないのではありません。

○大西(正)委員 それはどういう根拠で……

○關政府委員 リに該当いたしませんから、団体としてこのリの破壊活動を行つたものであるということにはならないと考へるのであります。

○大西(正)委員 その結論はどういう根拠からそれに該当しないということになるのですか。

○關政府委員 それは凶器または毒劇物を携えるということが、団体の意思決定——団体で持つて行かうというやうな、そういうことが全然行われておりませんから、団体活動というふうにはそれは認められないからであります。

○大西(正)委員 それはそう一応承つておきます。

それから二項であります。これは他の委員からもしば、お尋ねがあつたやうでございしますが、団体の活動として、どうしてもそこに団体としての意思決定がなければならぬと思ひますが、その意思決定の方法、いかなる場合に意思決定があつたとするか、またそのあつたとする証拠はどういうふうな認められるか、その点を伺つておきたいと思ひます。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。御承知の通り、団体は千差万別、多種多様でございまして、きわめて高度な機関構成を持つ団体もございまして、またきわめて単純な団体もあると思ふのであります。しかしながら、少くとも団体と認められるためには、団体として、これを構成する個人の意思とは離れて団体の意思を決定して、そうし

て団体活動を打出して来るというものでなければならぬ。通常機関構成を持つていような団体におきましては、これが意思は機関によつて決定されるという場合が一般であります。しかしながら、ごく単純な団体におきまして、機関構成も持たないやうな団体におきましては、全員の決議によるとか、いろいろの方法がとられるのであります。少くともその意思決定は、これを構成する構成員の意思に基いて、その意思決定がなされなければならぬ。そして、そうして構成員の意思に基いて意思決定がなされて、団体のために活動としてかく／＼の行為を行おうという意思決定がなされた場合におきましては、これは団体の意思決定ありと考へる次第であります。さてこれをいかなる証拠によつて認定するか。いろいろな証拠がこれに援用されると考へるのであります。意思決定機関の議事録とか、あるいは意思決定機関の決議書とか、いろいろ／＼なものがあるが、証拠として考へられると思ふのであります。

○大西(正)委員 それから但書であります。言葉の意味をお尋ねするわけでありまして、「但し、ある団体の支部、分会その他の下部組織も、この要件に該当する場合に、これに対して、この法律による規制を行うことができる」というのは、支部とか下部組織が、この法の適用上、本部とか、そういうものとは別個に、独立して規制の対象たる団体となる、こういう意味なのであります。

○吉河政府委員 御質問の通りであります。その支部その他の構成単位団体が、独自の単位団体として意思決定をしなければなりません。

○佐瀬委員長 この団体は団体等規正令にいう団体といふやうな違いがあるか、この点もできれば明らかにしておきたいと思ひますが、政府の御所見を承つておきたい。

○關政府委員 お答えいたします。規正令におきましては、団体として特にかような明確な定義はあげておりませんが、その解釈の運用上におきましては、大体この法に書いてあると同じやうなことに理解していただいております。本法案におきましては破壊的団体規制というこの字句の対象を明確化する意味におきまして、かような項目で設けた次第でございまして。

○大西(正)委員 それでは第四條に移ります。この第四條を分解しますと、一つの要件は団体活動としてその団体が過去において暴力的破壊活動を行つたということ、それから第二にはその同じ団体が将来継続または反復して暴力破壊活動を行うおそれがある、こういう二つにわけられると思ひます。その過去の破壊活動というのは、別にそれに関連する個人の行動が刑罰に触れて、その行為が裁判所において罰せられ、確定をしたというやうな事実があつてもなくてもいいのか。それからまたこの法律施行前の行為に關しても、そういう事実を行政庁が取上げ得るのかどうか、この点をお尋ねいたします。

○關政府委員 お答えいたします。第一点につきましては、その行為が裁判所におきまして犯罪として処断されたかどうかというところは関係なく、純粹にこの法律におきまして破壊活動があつたか否かという判断に基いていたすことに相なるのであります。

○大西(正)委員長 總統は意思の持統する必要とし、反復は意思の持統は必要でない、こういう御説明でございますが、そこでその意思の継統ということ、は、一体何によつて判定するのでしよう。

によつて裁判所においても、常にこの問題については、具体的事実に関してそれ／＼慎重に考慮されて来ておりますが、この団体が継続または反復して

が、先ほどもちよつと申し上げたのでありますが、商法第五十八條には、会社の強制解散の一つの原因としたしまして、「刑罰法令ニ違反スル行為ヲ繼續シテ、」

めるに足りる十分な理由」この点では、
りますが、この認定につきましては、
まず過去においてその団体が暴力主義
的破壊活動をしたという、この一つの
の事実があるわけであります。それに

認められましようか。

○吉河政府委員　御質問のような場合には、反復の問題になるかも知れませんが、継続の問題とはちよつと意味が

違うのではないかと思います。

○大西(正)委員 継続、反復でなく、認められる十分な理由があるという、その根拠になるか。たとえば前に破壊活動をやつた団体が、今度はまた破壊活動に該当する行為をしようという何らかの意思決定をしたが、まだ行動には移っていないという場合にも……。

○吉河政府委員 団体として過去にやつた暴力主義的な破壊活動を正当化し、さらに将来において暴力主義的な破壊活動をやるという決定をいたした事実がありますれば、明らかにその証拠として採用される場合があると考えます。

○大西(正)委員 意思決定まで至らなくとも、そういうことを議題として集まろうなんということがわかつた場合はどうなりますか。

○關政府委員 お答えいたします。この「暴力主義的な破壊活動を行う明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由」というのは、すべて合理的な、何人によつてもなるほど認められる、そういうことであると考へるのであります。従いまして、ただ集まるといふような段階において、明らかなおそれがあると認められる十分な理由があるかどうか、一般的に、合理的にそれが承認されるかどうかという点につきましては、私はやや疑いを持つておるわけでありまして、それが会議においてどう決定されるかわからないわけでありまして、まだ私の私見といたしましては、その段階においては十分な理由というふうには言えないのではないかと考へるわけでありまして、なお個々の問題につきましては、その他諸般の事情を考へなければならぬ

のでありまして、一つの事実だけでここに断定的な御返事をいたすことは、誤つて理解していただくたいへん恐縮でありますから、差控えたいと思ふのであります。

○大西(正)委員 まだ質問は終つておりませんが、また次に質問を続行させていただきます。きようは一応これで終ることにいたします。

○松本委員長代理 本日はこの程度にとどまして、次会は明九日午前十時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時十一分散会

第十三回国会衆議院法務委員會議
録第四十五号中正誤

一頁二段五行目の次に次の通り追加するの誤

四月三十日

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案
(稲田直道君外八名提出、衆法第三五号)